

第2次甲賀市環境基本計画 資料編

～ 目 次 ～

資料 1	第 2 次環境基本計画策定の経過	1
資料 2	アンケート結果	3
資料 3	国や県の環境関連の動き	36
資料 4	甲賀市環境基本条例	38

資料1 第2次環境基本計画策定の経過

<開催状況>

回	開催日	主な内容
平成27年度第1回	平成27年11月25日	諮問 策定方針(案)について 意識調査(案)について 現計画の進捗状況について
平成27年度第2回	平成28年3月17日	意識調査の結果について 第1次計画の進捗状況、評価について 計画骨子(案)について
平成28年度第1回	平成28年8月2日	計画(素案)について
平成28年度第2回	平成28年9月14日	計画(素案)について
平成28年度第3回	平成28年10月25日	計画(素案)について 今後の予定について
	平成28年12月13日	答申

<委員名簿>

区分	氏名(敬称略)	所属等
学識委員	竺 文彦 じく ふみひこ	龍谷大学 名誉教授
地域代表	家森 和子 やもり かずこ	女性風土づくりグループ 推薦
	小林 晶子 こばやし あきこ	鹿深の里甲賀流域環境保全協議会 推薦
	平木 隆久 ひらぎ たかひさ	湖南・甲賀環境協会 推薦
	中本 博之 なかもと ひろゆき	甲賀市小学校教育研究会環境教育部長
	谷口 秀治 たにぐち ひでじ	滋賀県甲賀環境事務所所長
一般公募	門坂 肇 かどきか はじめ	
	猪飼 俊江 いかい としえ	

2. パブリックコメント

「第2次甲賀市環境基本計画（案）」について、市民に内容を公表し、広く意見を募集するためパブリックコメントを実施した。

- ・実施期間：平成29年4月1日（土）～平成29年4月30日（日） 30日間
- ・意見数：意見提出者数0人、意見総数0件

資料2 アンケート結果

1. 市民意識調査

■市民意識調査の実施概要

◇市民意識調査の目的

「甲賀市環境基本計画」（平成21年6月～平成28年3月）の次期計画を策定するにあたり、市民の環境に関する取り組み状況、意見やニーズなどを把握し、次期環境基本計画等の方針や施策に反映していくことを目的に、16歳以上の市民を対象として、アンケート調査を実施した。

◇市民意識調査の設計

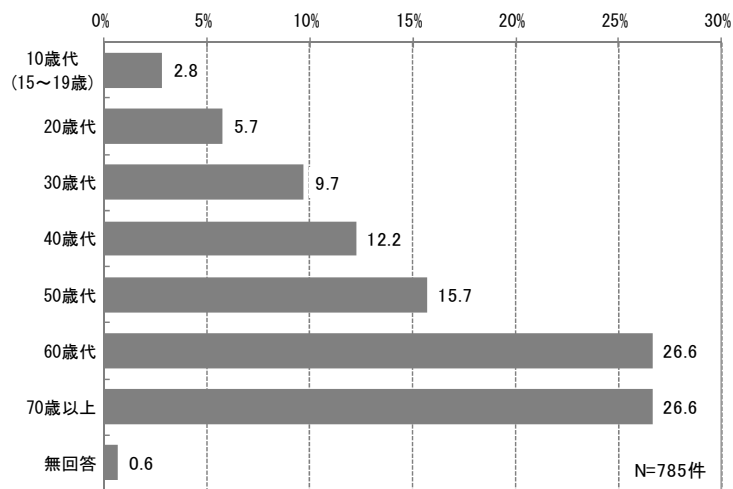
- ・調査地域 甲賀市全域
- ・調査対象 市内在住の16歳以上の男女・個人
- ・調査標本数 2,000人
- ・調査抽出法 層化二段無作為抽出法（抽出台帳：住民基本台帳）
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収
- ・調査時期 平成28年1月25日（月）～平成28年2月10日（水）

◇市民意識調査票の配布・回収の状況

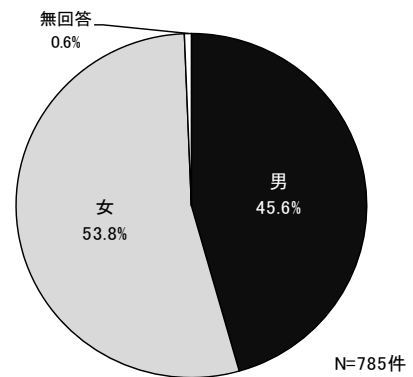
- ・配布件数 2,000件
- ・回収件数（率） 785件（39.3%）
- ・有効回答数（率） 785件（39.3%）

■市民意識調査の回答者属性

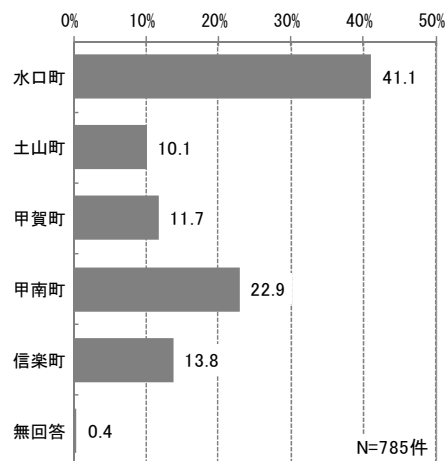
◇年齢



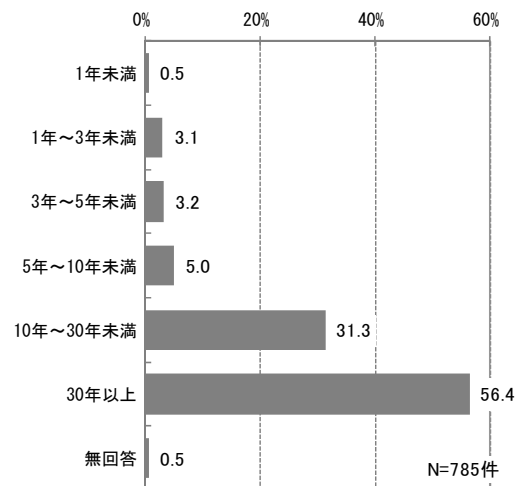
◇性別



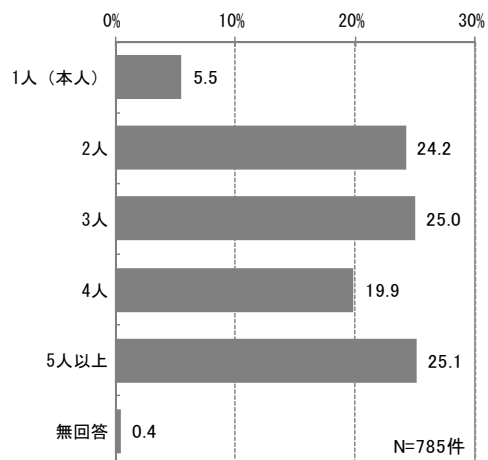
◇居住地域



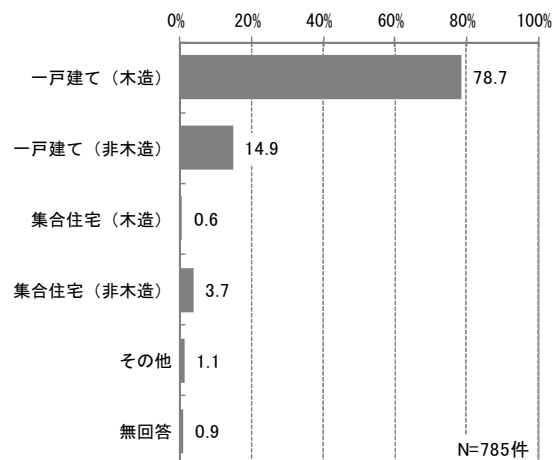
◇現在の住所での居住年数



◇同居している家族人数



◇住宅形態



■市民意識調査の調査結果

①環境問題について

1) 周辺環境の現在の満足度・今後の重要度

問 あなたが住んでいる地域周辺の現在の環境について、あなたの満足度、重要度をお聞きます。項目ごとにあなたのお考えに近いものをそれぞれ1つ選んで○をつけてください。

<現在の満足度>

N=785件

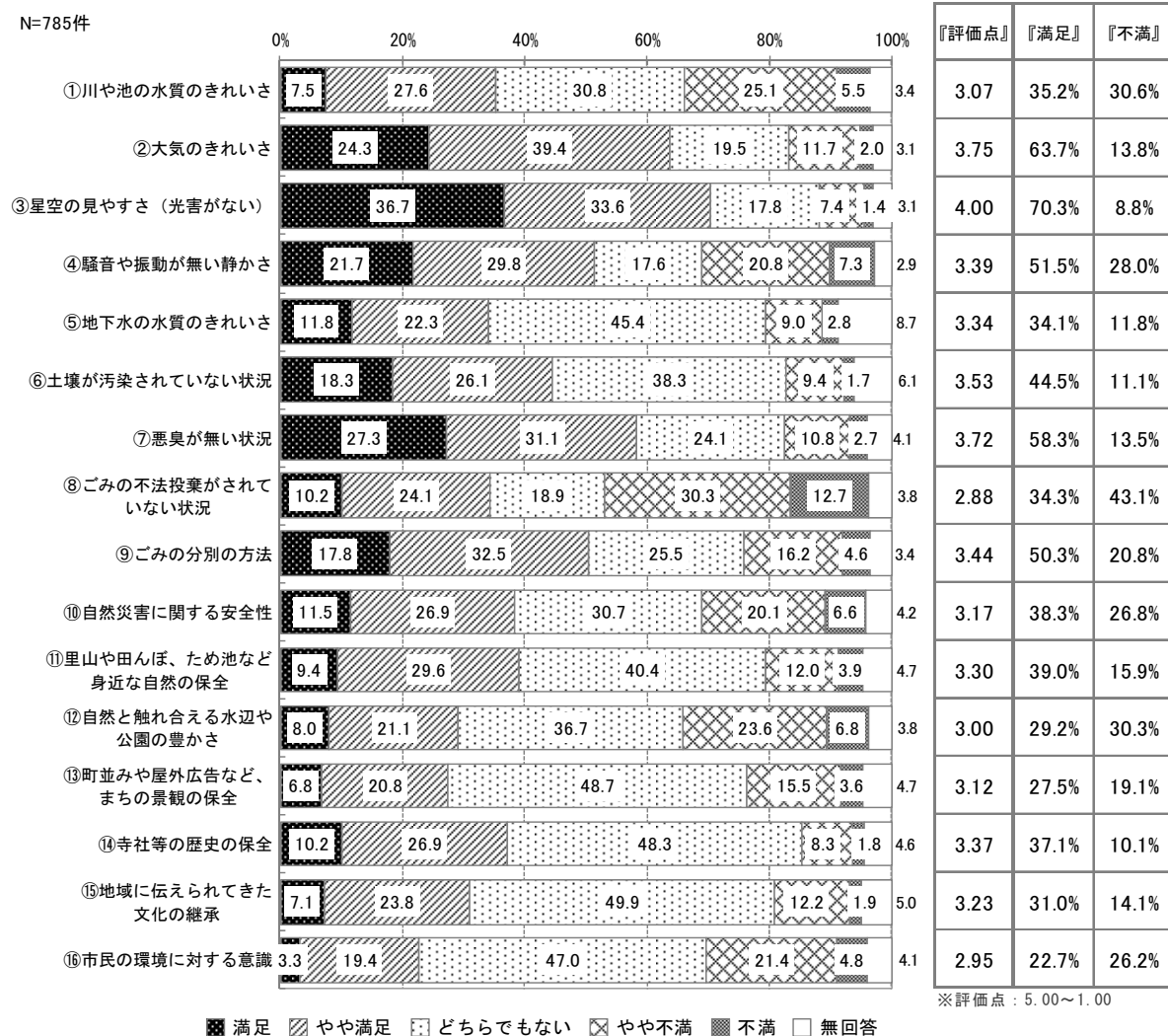


図 地域環境の現在の満足度

<今後の重要度>

N=785件

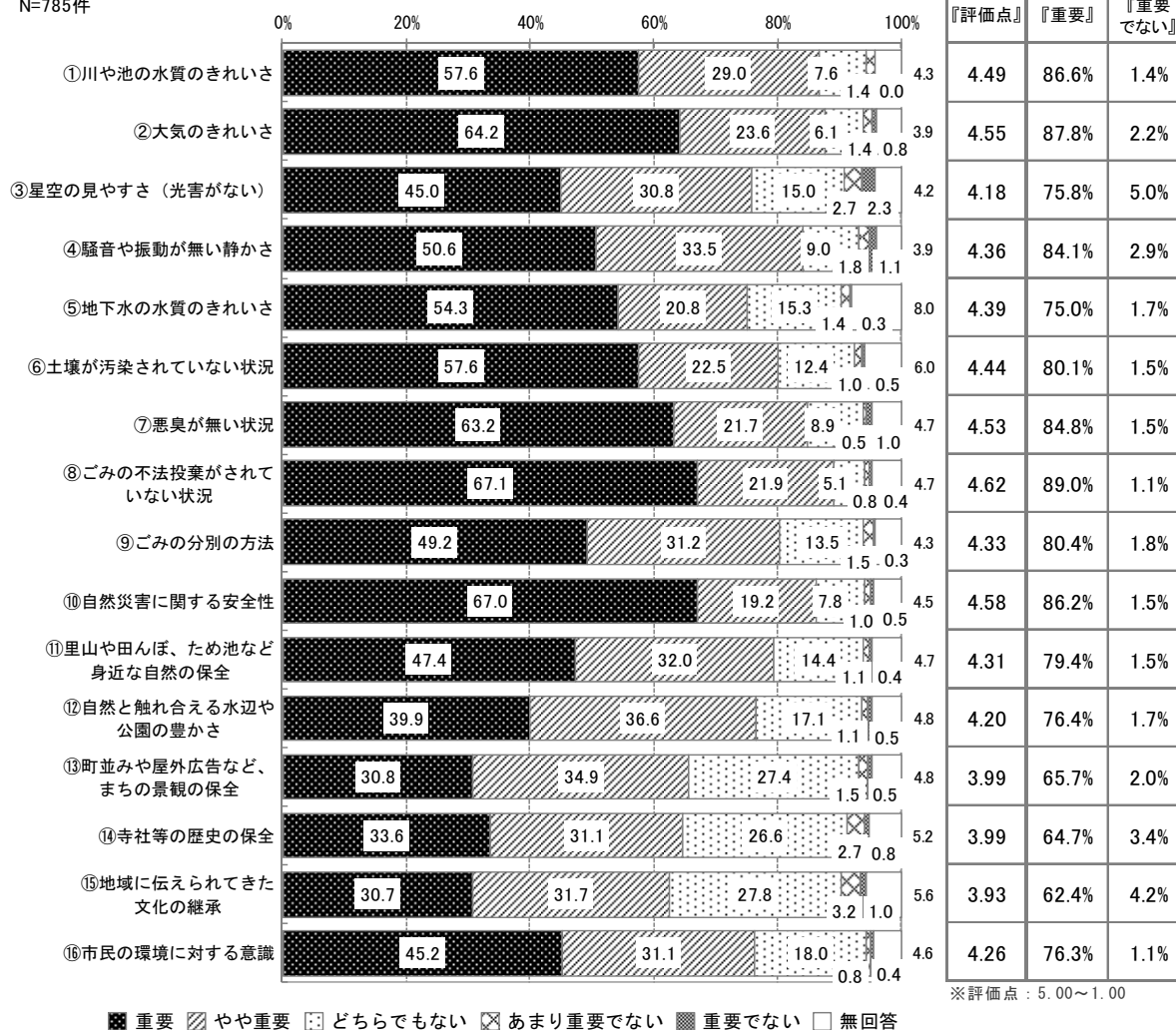


図 地域環境の今後の重要度

表 地域環境に関するニーズ得点

設問項目	【満足度】		【重要度】		【ニーズ得点】	
	『評価点』	(評価点 満足度 が高い 順位順)	『評価点』	(評価点 重要度 が高い 順位順)	『ニーズ得点』※	ニーズ得点 順位
① 川や池の水質のきれいさ	3.07	13 位	4.49	5 位	13.17	2 位
② 大気のきれいさ	3.75	2 位	4.55	3 位	10.26	15 位
③ 星空の見やすさ（光害がない）	4.00	1 位	4.18	13 位	8.38	16 位
④ 騒音や振動が無い静かさ	3.39	6 位	4.36	8 位	11.38	9 位
⑤ 地下水の水質のきれいさ	3.34	8 位	4.39	7 位	11.65	6 位
⑥ 土壌が汚染されていない状況	3.53	4 位	4.44	6 位	10.96	11 位
⑦ 悪臭が無い状況	3.72	3 位	4.53	4 位	10.30	14 位
⑧ ごみの不法投棄がされていない状況	2.88	16 位	4.62	1 位	14.41	1 位
⑨ ごみの分別の方法	3.44	5 位	4.33	9 位	11.08	10 位
⑩ 自然災害に関する安全性	3.17	11 位	4.58	2 位	12.96	4 位
⑪ 里山や田んぼ、ため池など身近な自然の保全	3.30	9 位	4.31	10 位	11.64	7 位
⑫ 自然と触れ合える水辺や公園の豊かさ	3.00	14 位	4.20	12 位	12.59	5 位
⑬ 町並みや屋外広告など、まちの景観の保全	3.12	12 位	3.99	15 位	11.48	8 位
⑭ 寺社等の歴史の保全	3.37	7 位	3.99	14 位	10.50	13 位
⑮ 地域に伝えられてきた文化の継承	3.23	10 位	3.93	16 位	10.88	12 位
⑯ 市民の環境に対する意識	2.95	15 位	4.26	11 位	13.00	3 位

※ニーズ得点、重要度×(6－満足度)で算出

2) 10年前と比べた周辺環境の変化

問 現在の住所に10年以上お住まいの方にお聞きます。
10年前と比べて地域周辺の状況はどう変わりましたか。以下の各項目について、あなたのお考えに近い番号に○をそれぞれ1つつけてください。

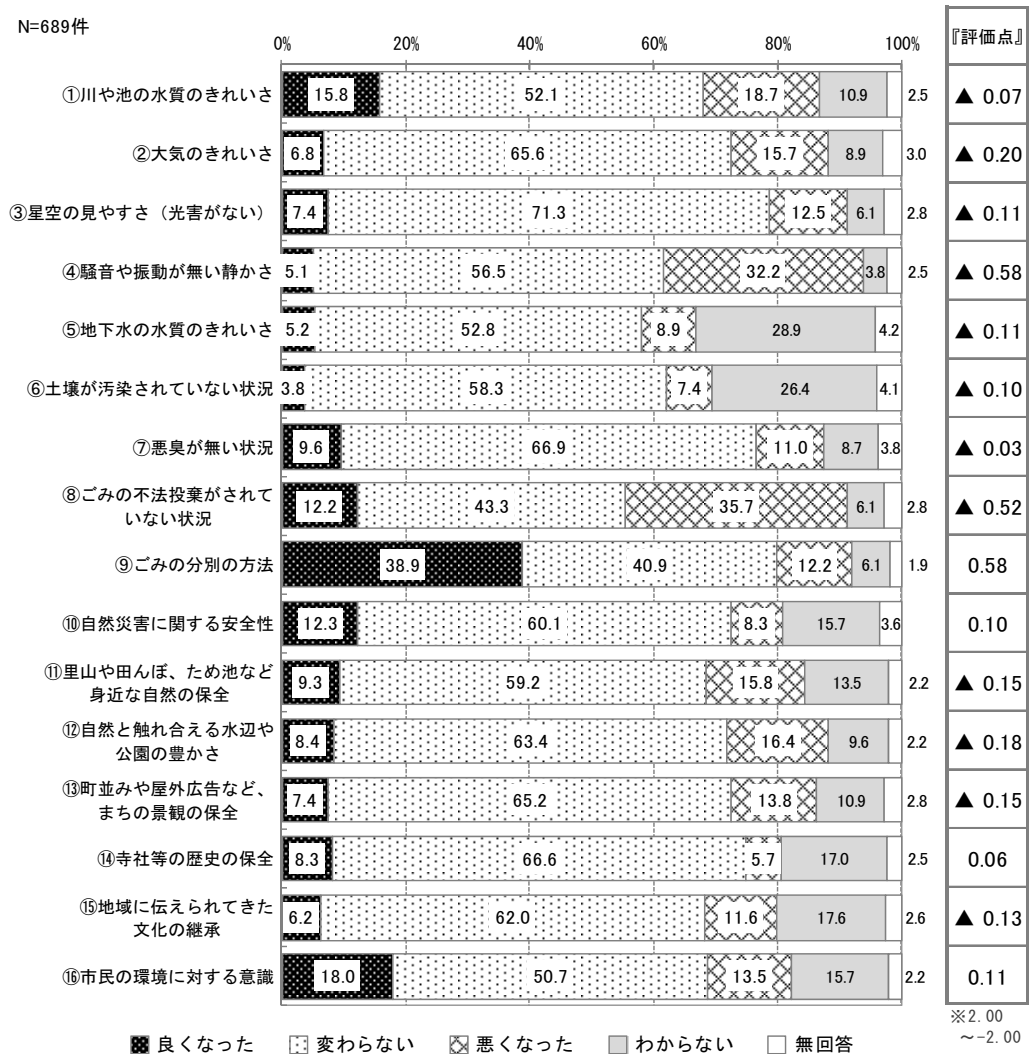
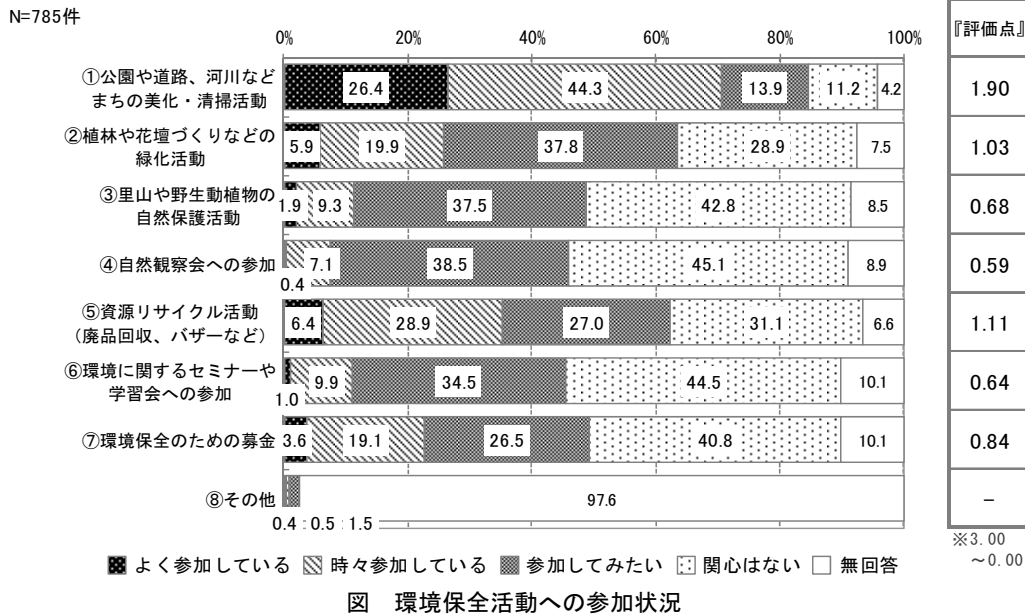


図 10年前と比べた周辺環境の変化

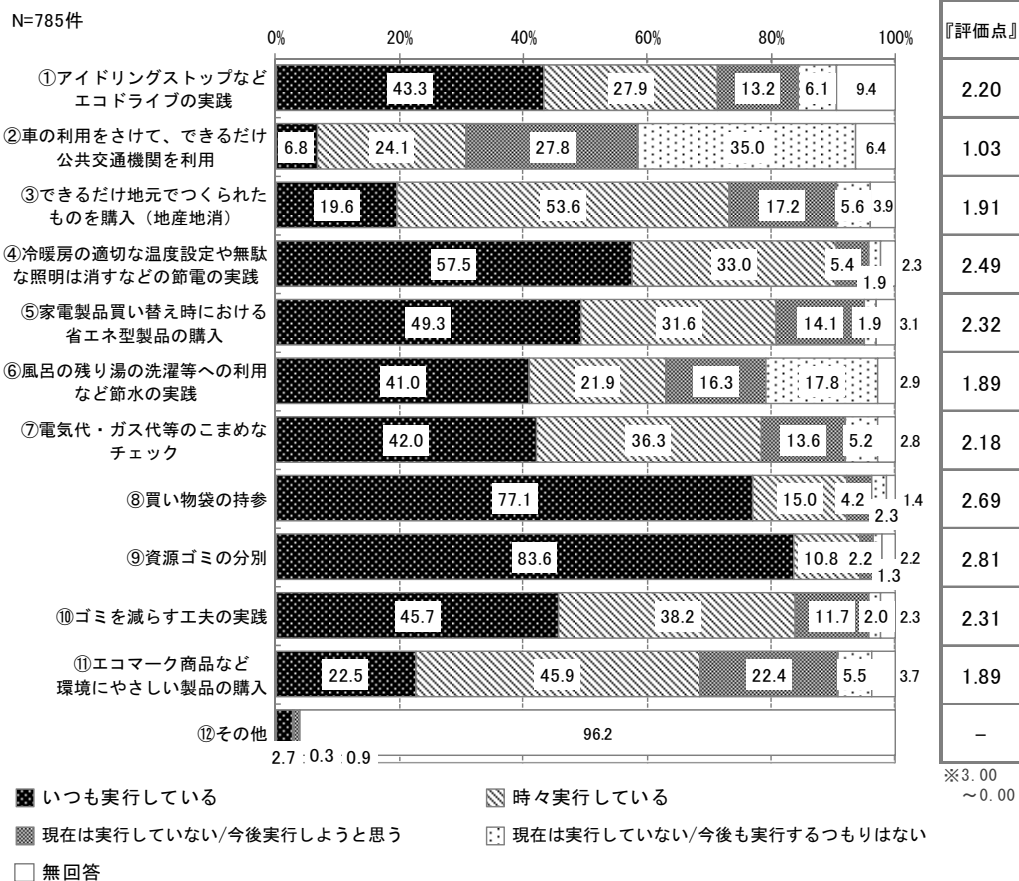
3) 環境保全活動への参加状況

問 環境保全のために行われている活動へのあなた自身の参加状況をお聞きます。
以下の各項目について、あてはまる番号に○をそれぞれ1つつけてください。



4) 環境にやさしい取り組みの実施状況

問 あなたの家庭でおこなっている環境にやさしい取り組みについてお聞きます。
以下の各項目について、あてはまる番号に○をそれぞれ1つつけてください。



5) 環境やエネルギー問題の情報源

問 環境やエネルギー問題に関する情報源として活用しているのは次のうちどれですか。
あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

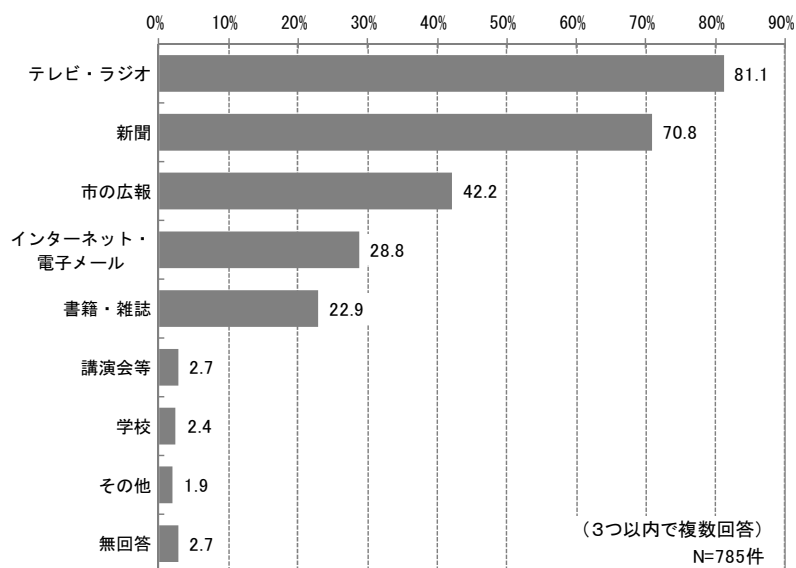


図 環境やエネルギー問題の情報源

6) 地球温暖化問題への関心

問 地球温暖化とは人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO2)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球表面の温度が上昇することですが、あなたはこの地球温暖化問題のことに関心がありますか。

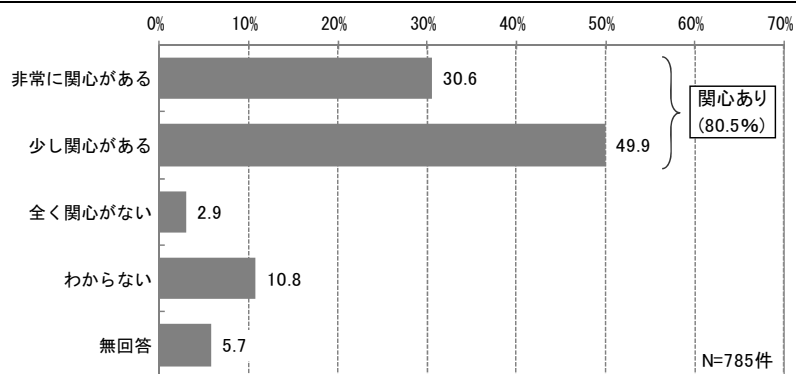


図 地球温暖化問題への関心度

(前問で「非常に関心がある」または「少し関心がある」と答えた方のみ)
 副問 地球温暖化対策に取り組む上で最も重視すべきことは何だとお考えですか。
 あてはまる番号に○を1つつけてください。

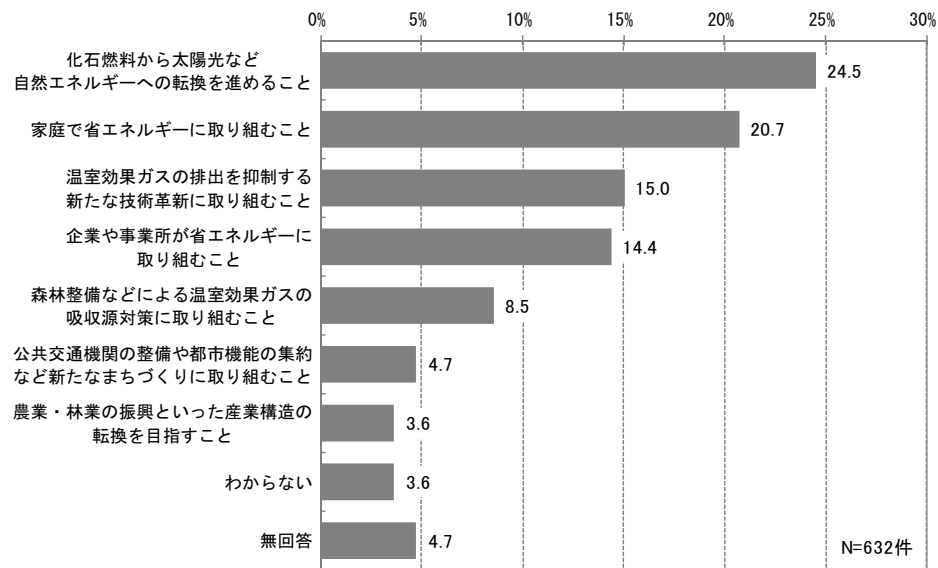


図 地球温暖化対策で最も重視すべきこと

②自動車の利用状況について

1) 普段の自動車の利用状況

問 あなたはご自分で車を運転されますか。

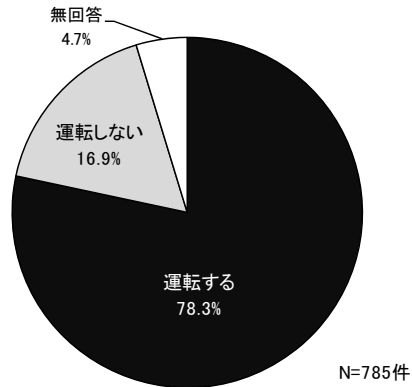


図 自身での自動車運転の有無

(前問で「運転する」と答えた方のみ)

副問 普段の自動車の利用状況についてお聞きします。

以下の各項目について、あてはまる番号に○をそれぞれ1つつけてください。

N=615件

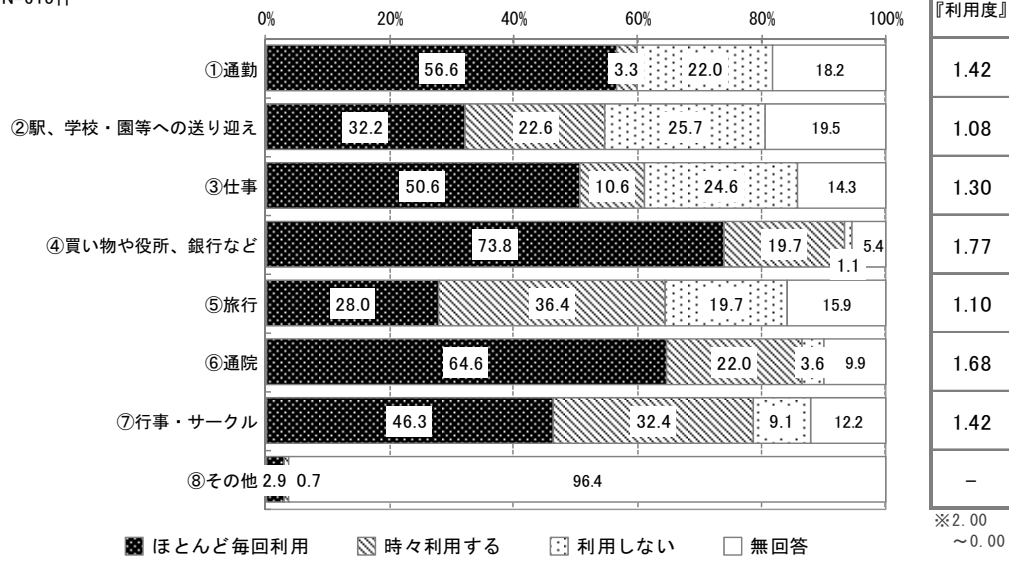


図 普段の自動車の利用頻度

2) 所有している自動車の台数・種類

問 現在あなたのご家庭で所有している自動車の台数についてお聞きします。

自動車の種類ごとに、あてはまる番号に○をそれぞれ1つつけてください。

N=785件

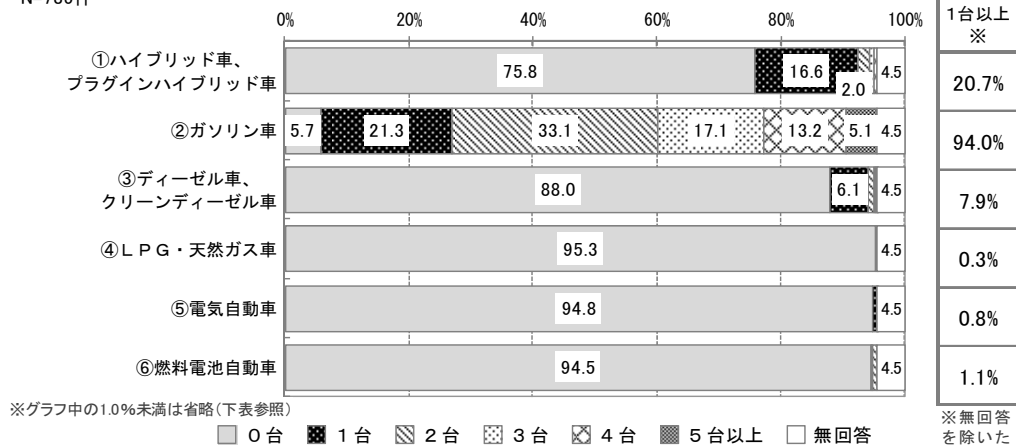


図 所有している自動車の台数・種類

3) 今後1年以内の購入・買い替え予定

問 あなたのご家庭で、今後1年以内に自動車を購入または買い替える予定はありますか。

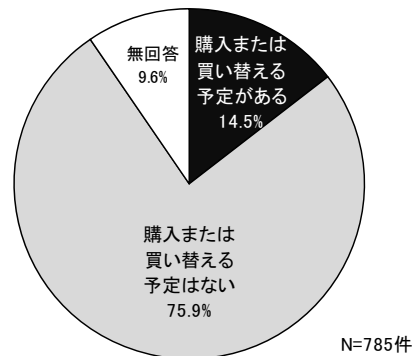


図 今後1年以内の購入・買い替え予定の有無

(前問で「購入または買い換える予定がある」と答えた方のみ)

副問 現在購入を予定している自動車の以下のどのタイプですか。候補となっているものすべてに○をつけてください。

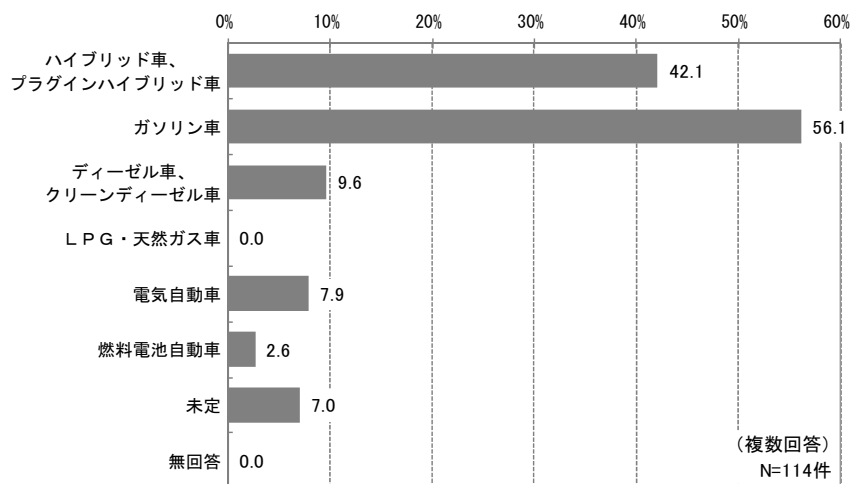


図 購入予定の自動車タイプ

4) 充電スタンドの増設意向

問 電気自動車の充電スタンドは増えつつありますが、県内ではまだ少ない状況です。充電スタンドはもっと増やすべきだと思いますか。

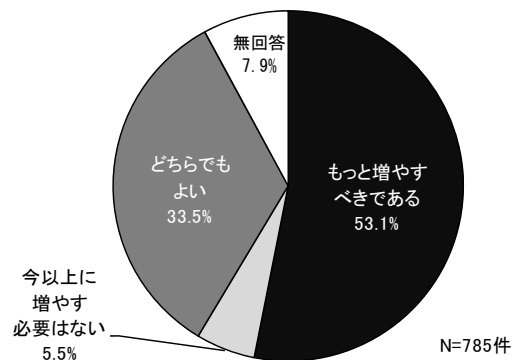


図 充電スタンドの増設意向

③エネルギー問題について

1) 化石燃料の将来についての考え

問 日頃使用しているガス、ガソリン、灯油などの化石燃料について、将来どのようになるとお考えですか。あなたのお考えに近いものを1つ選んで○をつけてください。

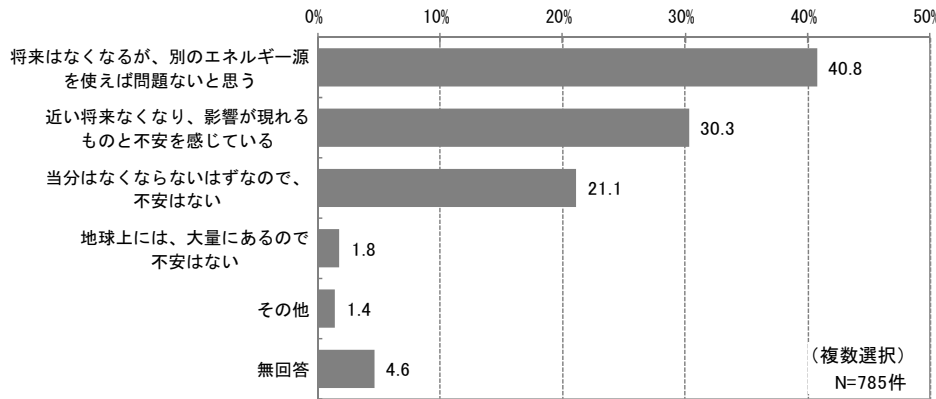


図 化石燃料の将来についての考え

2) 新エネルギーの認知状況

問 新エネルギーについてお聞きします。(以下の設問の「新エネルギー」には「革新的なエネルギー高度利用技術」を含んでいます。)

以下の各項目について、あてはまる番号に○をそれぞれ1つつけてください。

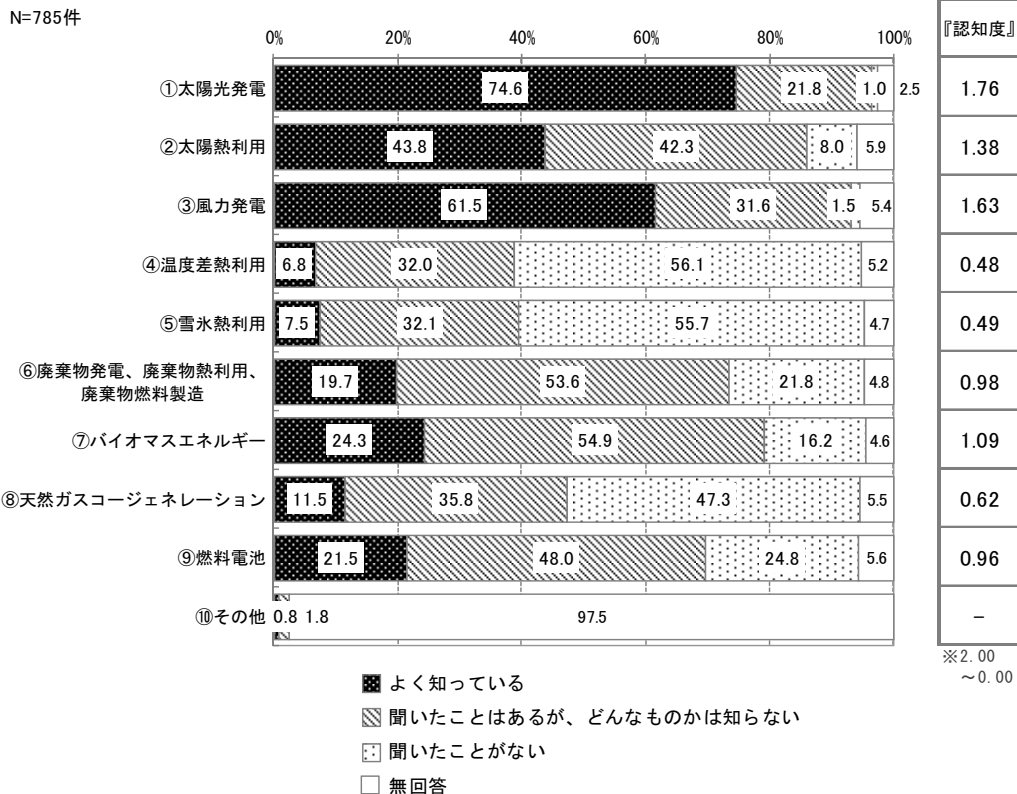


図 新エネルギーの認知状況

3) 新エネルギーの利用状況・利用意向

問 あなたのご自宅での新エネルギーの利用状況、利用意向についてお聞きます。
以下の各項目について、あてはまる番号に○をそれぞれ1つつけてください。

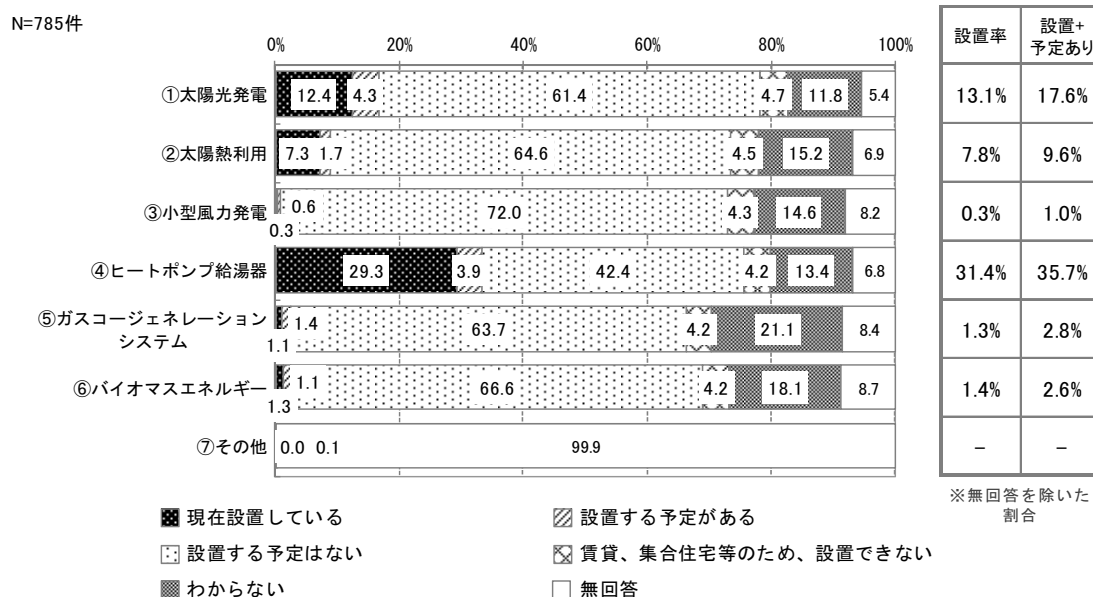


図 新エネルギーの利用状況・利用意向

4) 新エネルギー設置の問題点・課題

問 あなたがご自宅に新エネルギーシステムの設置を考えた場合、どのような問題点、課題があるとお考えですか。あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

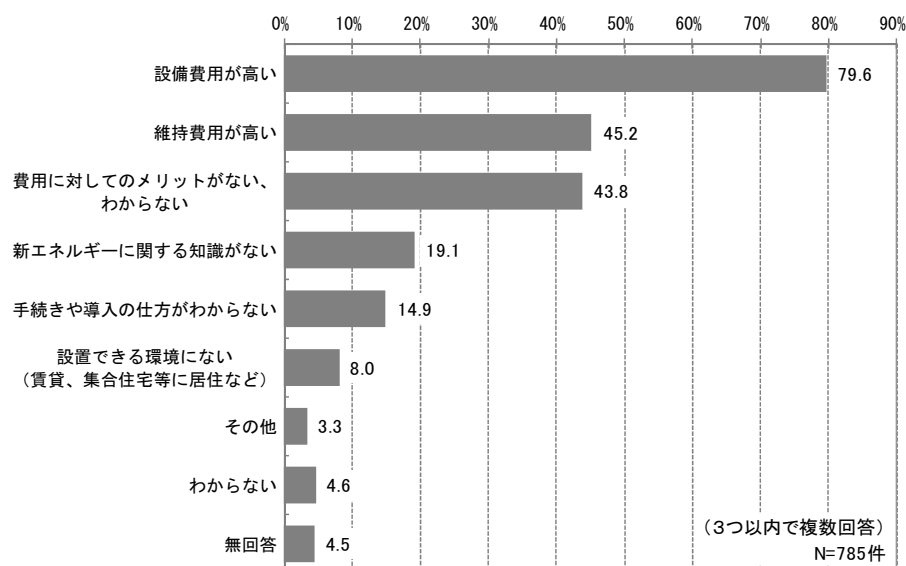


図 新エネルギー設置の問題点・課題

5) 新エネルギー普及のために最も重要な施策

問 市内で新エネルギーシステムを普及する場合、どのような施策が必要と思われますか。
最も重要と思われるもの1つに○をつけてください。

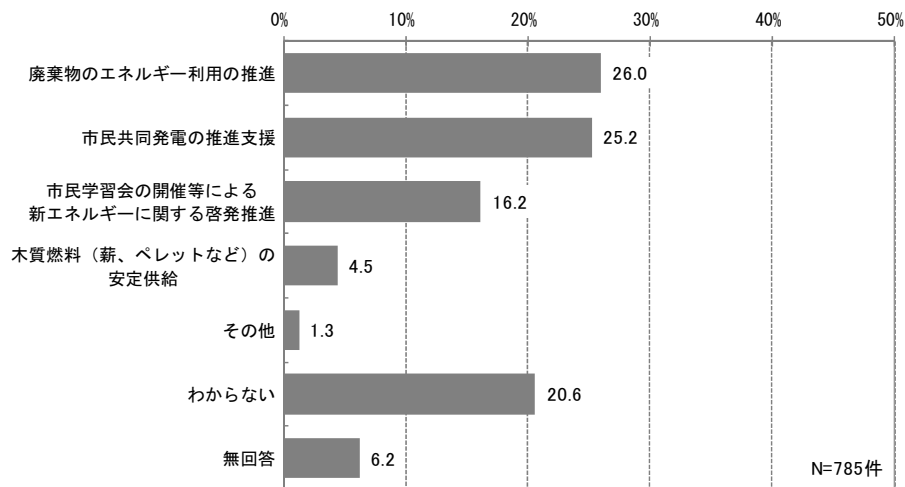


図 新エネルギー普及のために最も重要な施策

④甲賀市の取り組みについて

1) 木質バイオマスエネルギーの利活用の推進意向

問 今後甲賀市において積極的に木質バイオマスエネルギーの利活用を進めるべきだと思いますか。
あなたのお考えに近いものを1つ選んで○をつけてください。

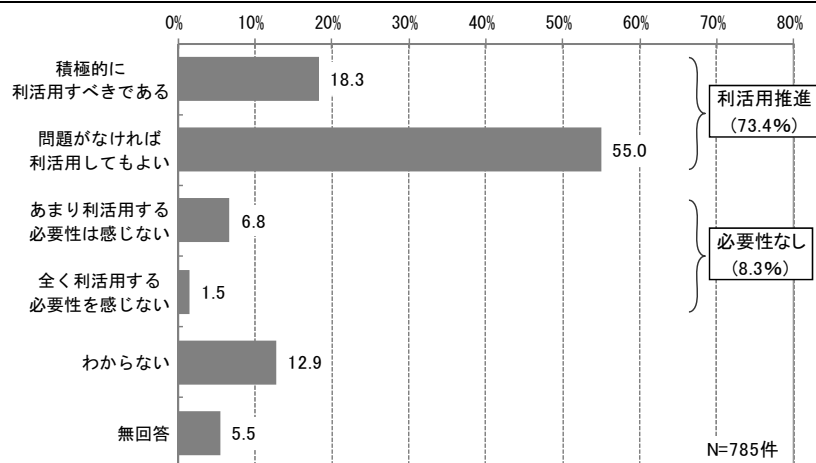


図 木質バイオマスエネルギーの利活用の推進意向

(前問で「積極的に利活用すべきである」または「問題がなければ利活用してもよい」と答えた方のみ)
 副問 木質バイオマスについて、どのような動きがあれば利活用が進むと思いますか。
 あてはまる番号に3つまで○をつけてください。

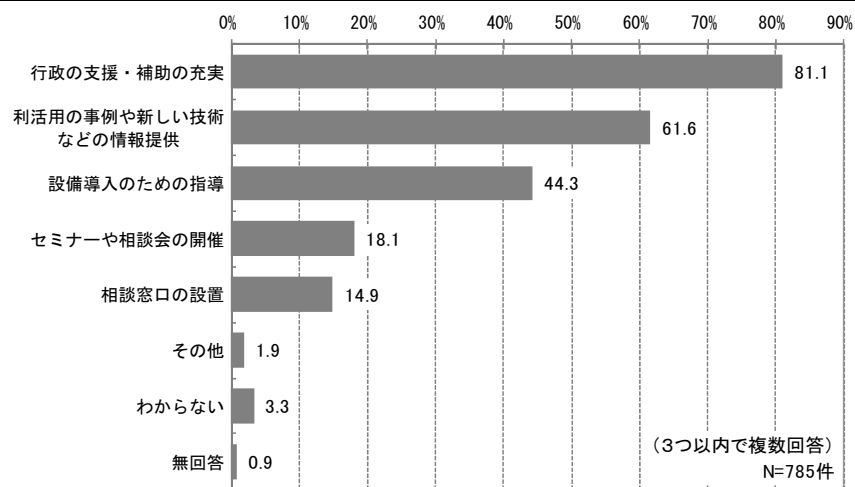


図 利活用が進むために必要な動き

2) 生ごみ堆肥化循環システムへの参加状況

問 生ごみ堆肥化循環システムへ参加状況(意向)についてお聞きます。

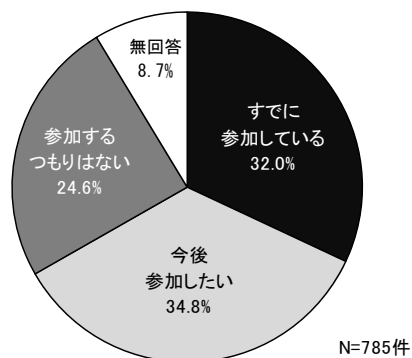


図 生ごみ堆肥化循環システムへの参加状況

3) 環境保全推進のために市が取り組むべきこと

問 環境保全を推進するために、今後甲賀市はどのような施策に取り組むべきだと思いますか。特に重要と思われるもの上位3つに○をつけてください。

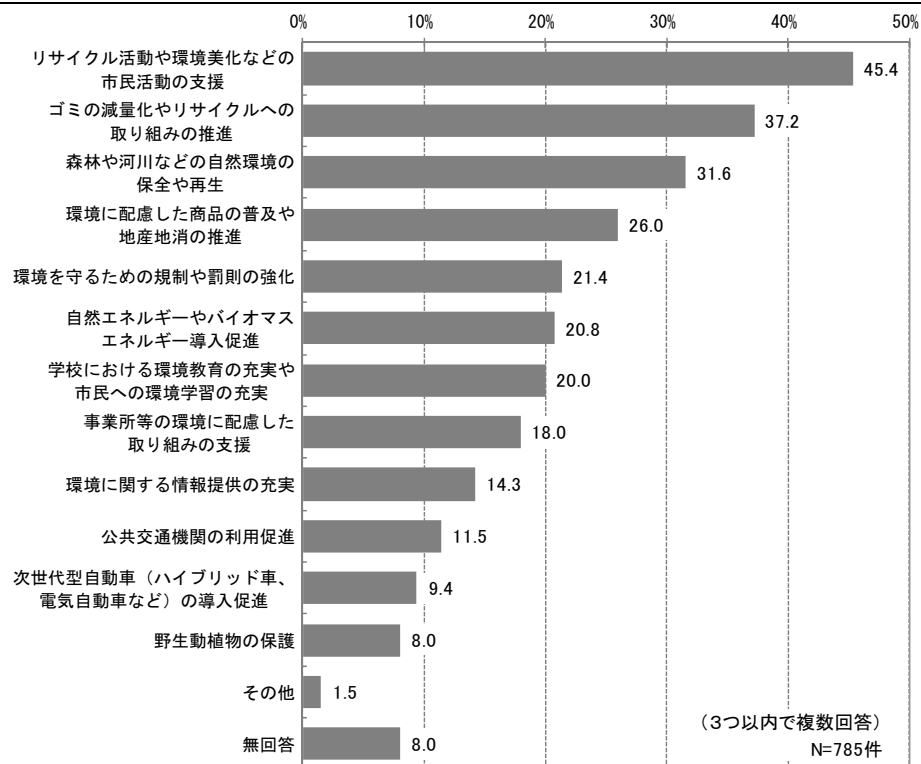


図 環境保全推進のために市が取り組むべきこと

2. 児童生徒意識調査

■児童生徒意識調査の実施概要

◇児童生徒意識調査の目的

「甲賀市環境基本計画」(平成21年6月～平成28年3月)の次期計画を策定するにあたり、甲賀市に居住する児童・生徒の環境に関する取り組み状況、意見などを把握し、次期環境基本計画等の方針や施策に反映していくことを目的に、市内の児童生徒を対象として、アンケート調査を実施した。

◇児童生徒意識調査の設計

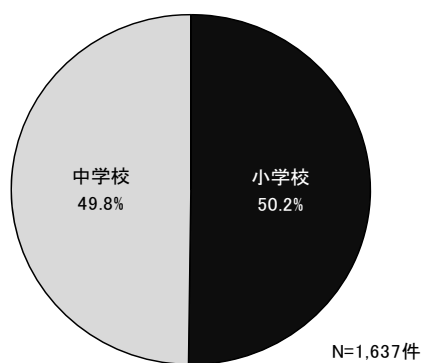
- ・調査地域 甲賀市全域
- ・調査対象 市内全小学5年生(22校)、市立全中学2年生(6校)
- ・調査方法 各学校で実施(授業等)
- ・調査時期 平成28年1月25日(月)～平成28年2月10日(水)

◇児童生徒意識調査票の配布・回収の状況

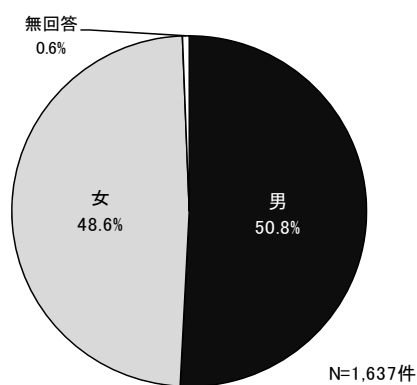
- ・回収件数 1,682件
- ・有効回答数(率) 1,637件(97.3%) ※回収件数から無効票(白票)45件を除いた集計母数対象件数

■児童生徒意識調査の回答者属性

◇小学校／中学校別



◇性別



■児童生徒意識調査の調査結果

①周辺環境について

1) 周辺環境の状況

問 あなたが住んでいるまわりの環境についてお聞きます。(○はそれぞれ1つだけ)

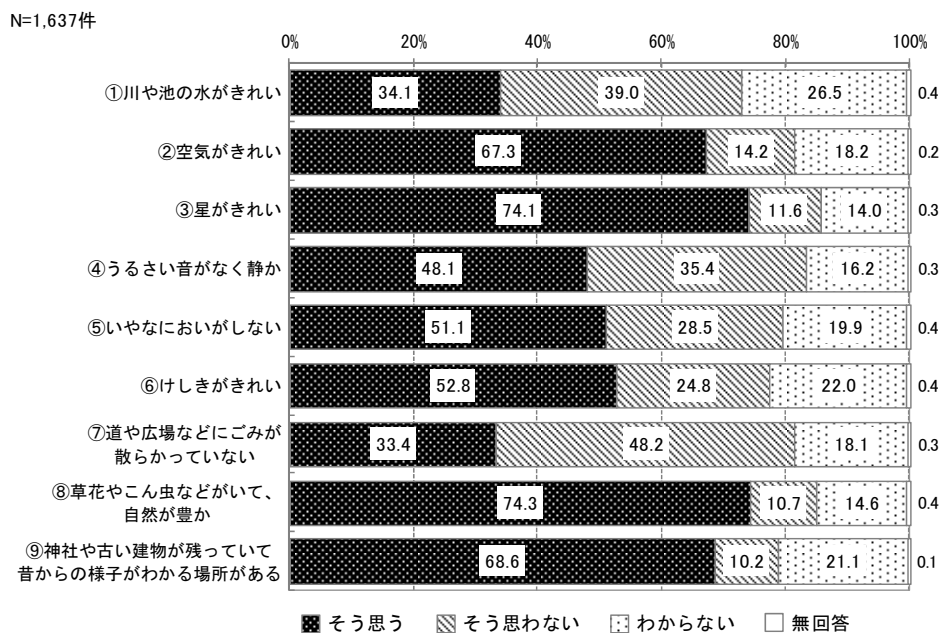


図 周辺環境の状況

②環境保全の取り組みについて

1) 環境をよくするための取り組み状況

問 環境よくするために、あなたがふだんからこころがけていることは何ですか。
(○はそれぞれ1つだけ)

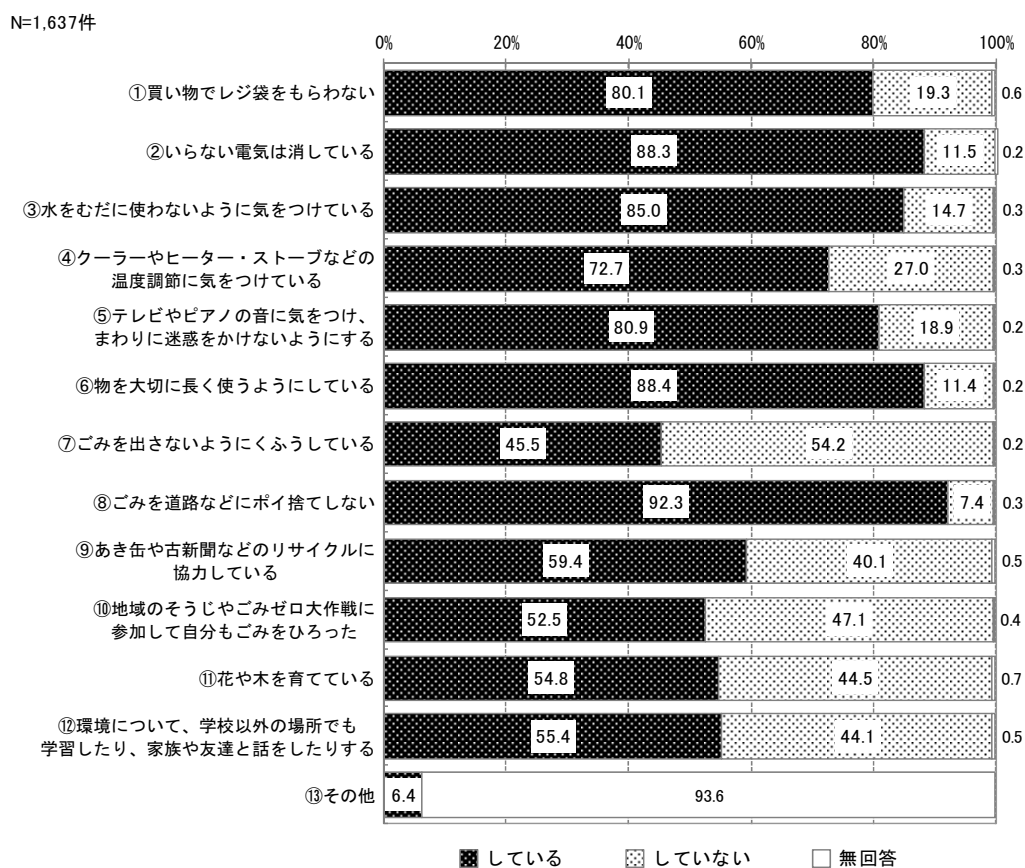


図 環境をよくするための取り組み状況

③環境問題・エネルギー問題について

1) 特に関心のある環境問題

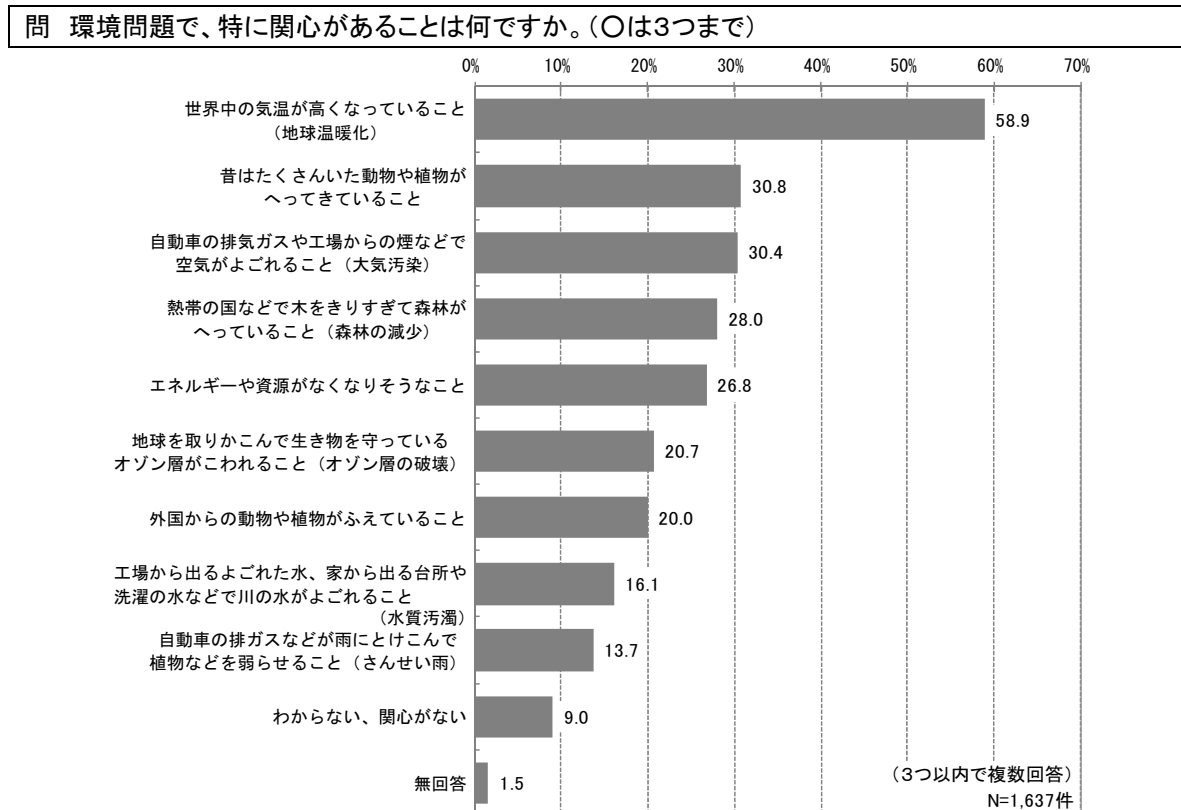


図 特に関心のある環境問題

2) 新エネルギーの認知状況

問 下の項目には「新エネルギー」とよばれているものを書いています。
これらのうち、今まで聞いたり見たりしたものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

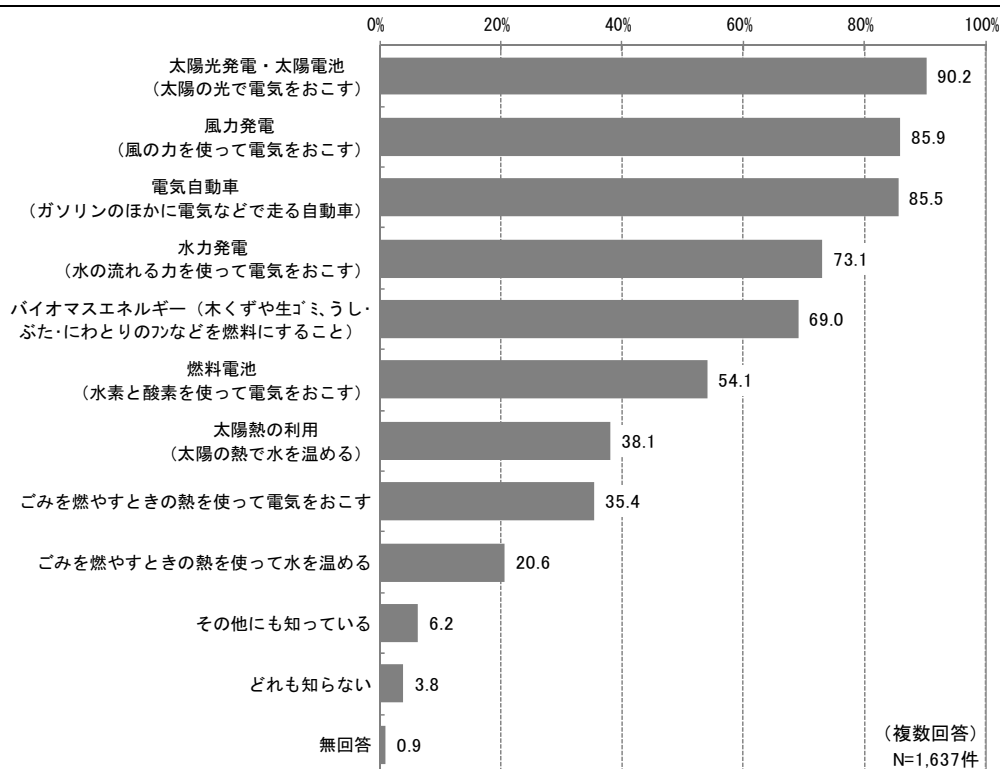


図 新エネルギーの認知状況

3) これまでとは異なるエネルギーの認知状況

問 下の項目には、電気やガスなどこれまで使ってきたエネルギーとは違った種類のエネルギーのことを書いています。
これらのうち、今まで聞いたり見たりしたものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

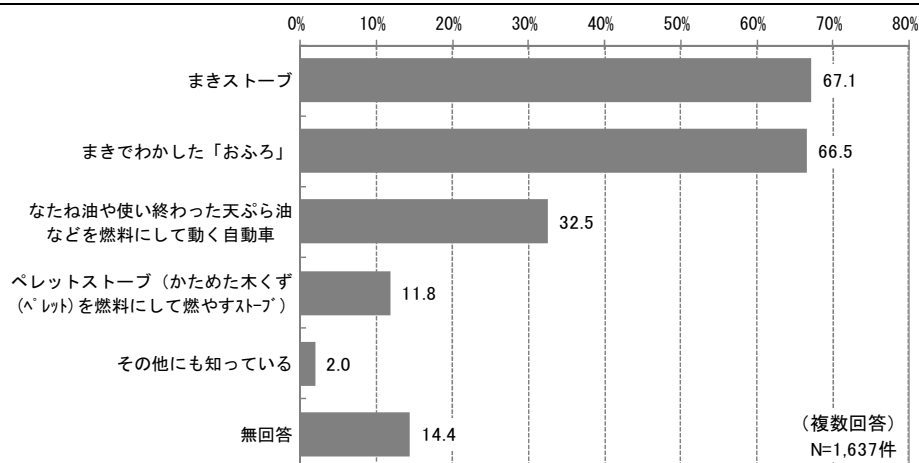


図 これまでとは異なるエネルギーの認知状況

④甲賀市の姿について

1) 甲賀市の理想の姿

問 どんな甲賀市になってほしいですか。(〇は3つまで)

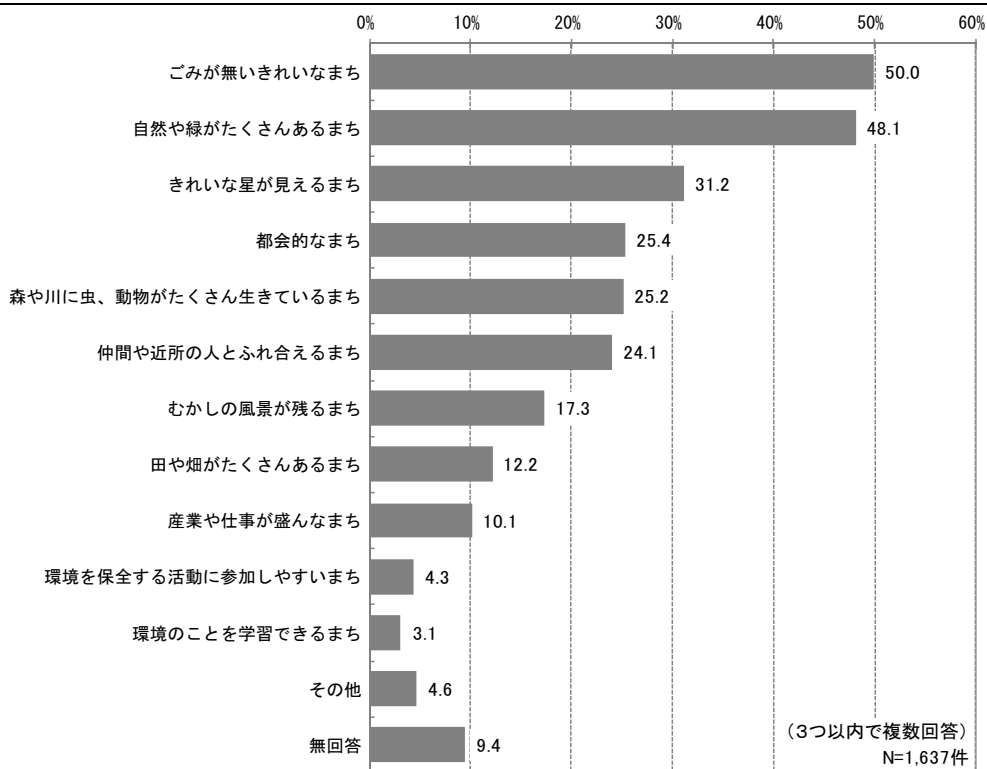


図 甲賀市の理想の姿

3. 事業所意識調査

■事業所意識調査の実施概要

◇事業所意識調査の目的

「甲賀市環境基本計画」(平成21年6月～平成28年3月)の次期計画を策定するにあたり、市内事業所の環境に関する取り組み状況、意見やニーズなどを把握し、次期環境基本計画等の方針や施策に反映していくことを目的に、市内に立地する事業所を対象としてアンケート調査を実施した。

◇事業所意識調査の設計

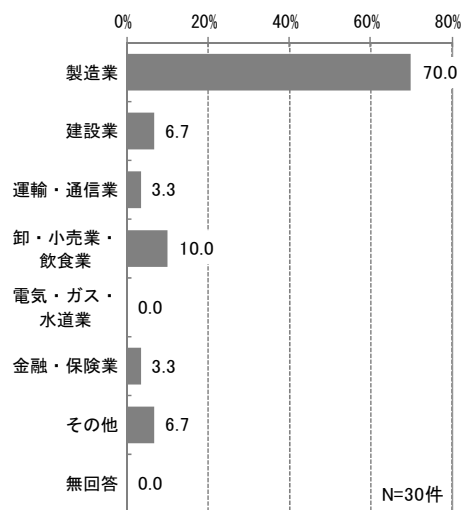
- ・調査地域 甲賀市全域
- ・調査対象 市内に立地する事業所(甲賀市工業会全会員)
- ・調査標本数 82社
- ・調査方法 メール送付、メールまたはFAX回収
- ・調査時期 平成28年1月22日(金)～平成28年2月10日(水)

◇事業所意識調査票の配布・回収の状況

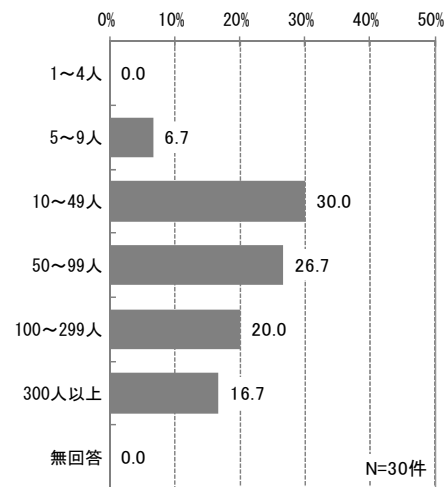
- ・配布件数 82件
- ・有効回答数(率) 30件(36.6%)

■事業所意識調査の回答者属性

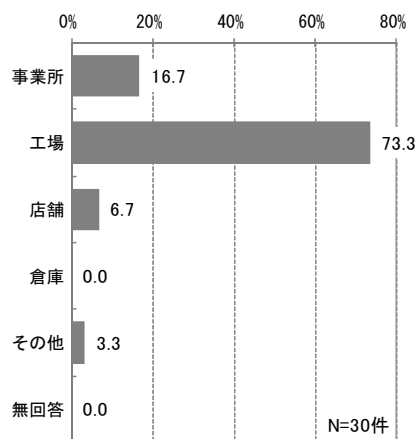
◇主たる業種



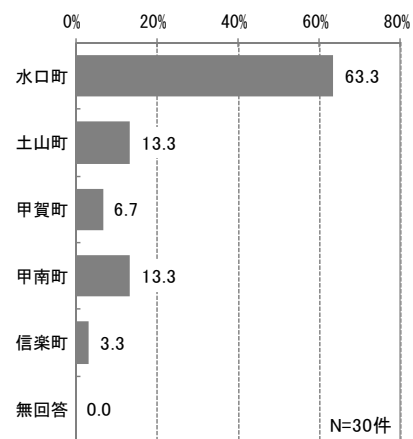
◇従業員の規模



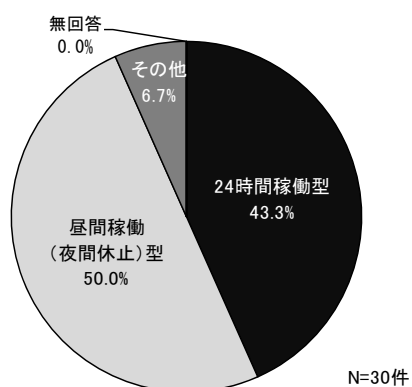
◇主たる形態



◇主たる事業所の所在地



◇操業（営業）形態

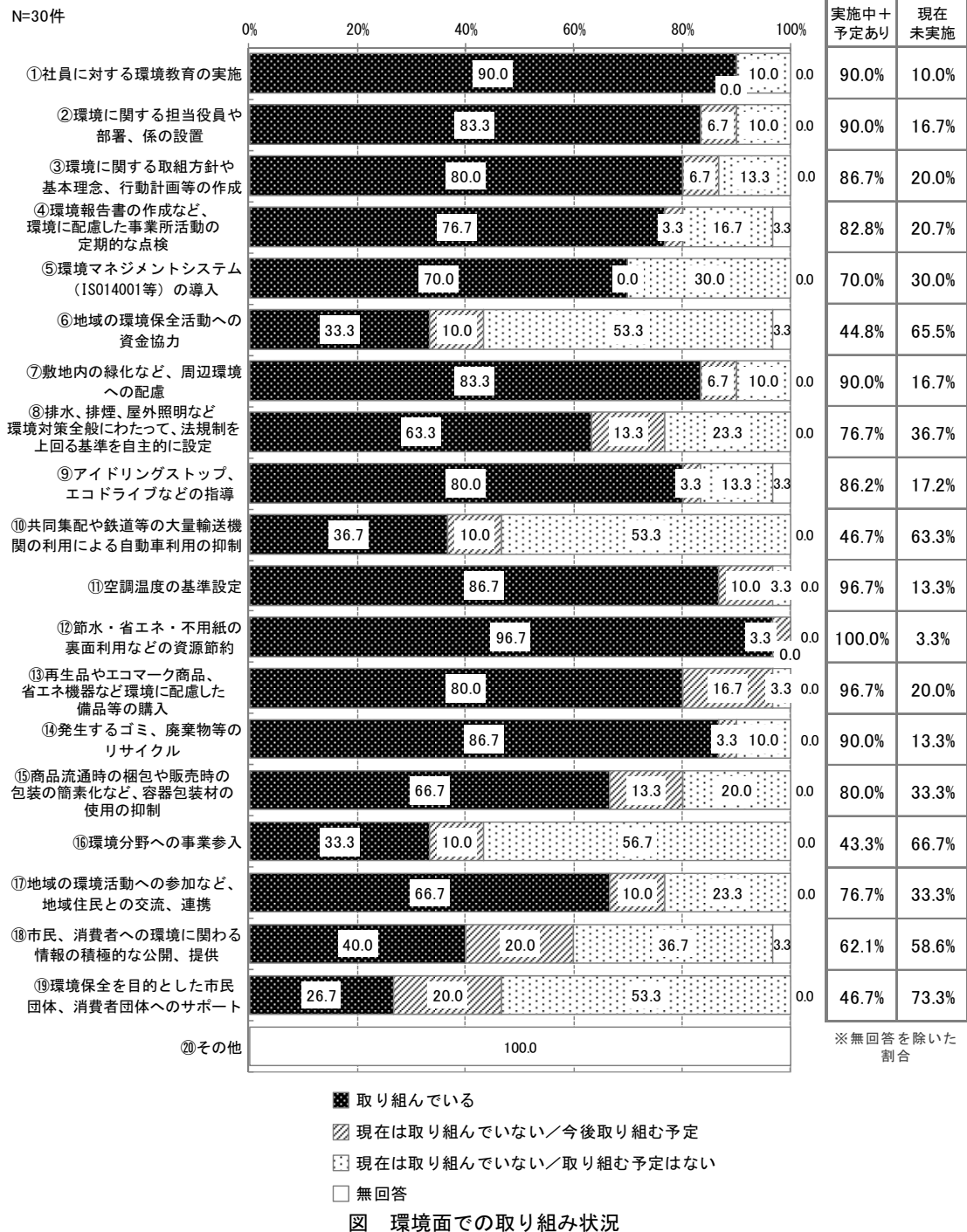


■事業所意識調査の調査結果

①エネルギーや環境問題について

1) 環境面での取り組み状況

問 貴事業所の環境面の取り組みについてお聞きます。(〇はそれぞれ1つだけ)



2) 環境に配慮した取り組みを進めるうえでの課題

問 貴事業所では、先の問2でお聞きした環境に配慮した取り組みを進めるうえでの課題がありますか。
以下からあてはまる項目に○をつけてください。(○は3つまで)

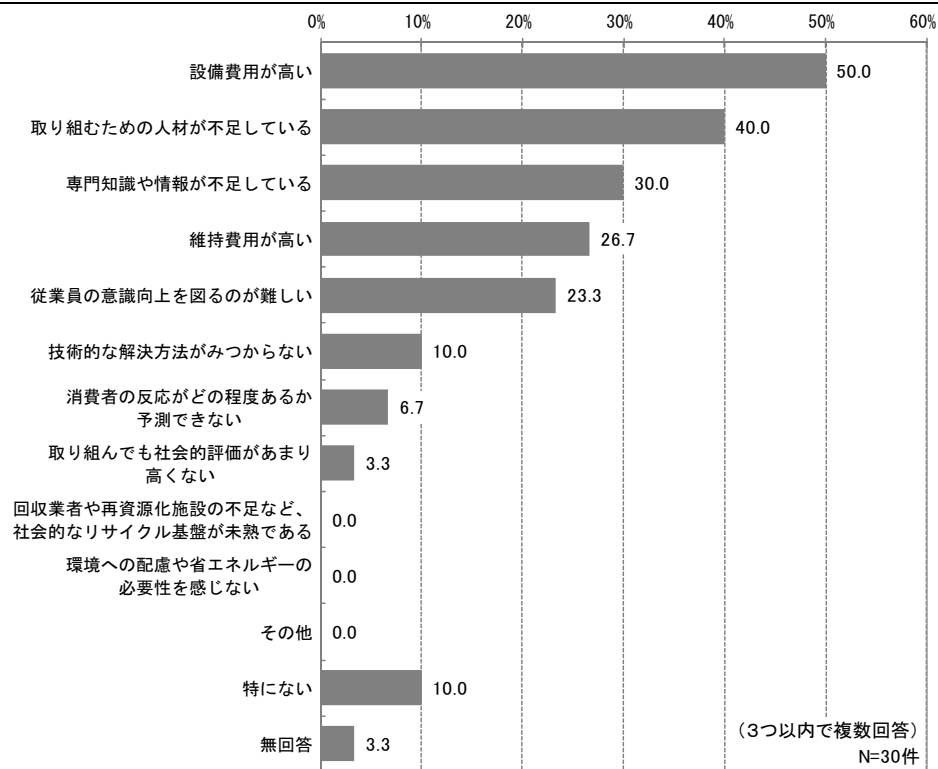


図 環境に配慮した取り組みを進めるうえでの課題

3) 関心の高い環境問題

問 貴事業所にとって関心の高い環境問題はどのようなことでしょうか。
以下からあてはまる項目に○をつけてください。(○は3つまで)

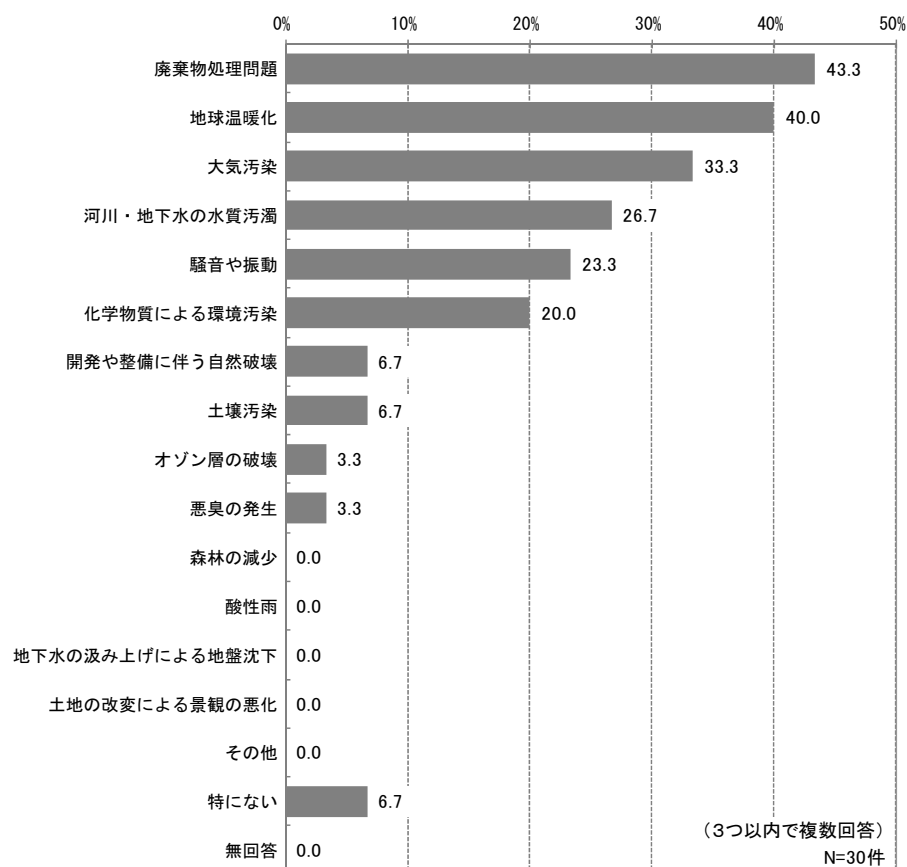


図 関心の高い環境問題

4) 電気、ガス、水、燃料などの消費量動向

問 貴事業所の電気、ガス、水、燃料などの消費量動向は、近年どのような傾向にありますか。
(○は1つだけ)

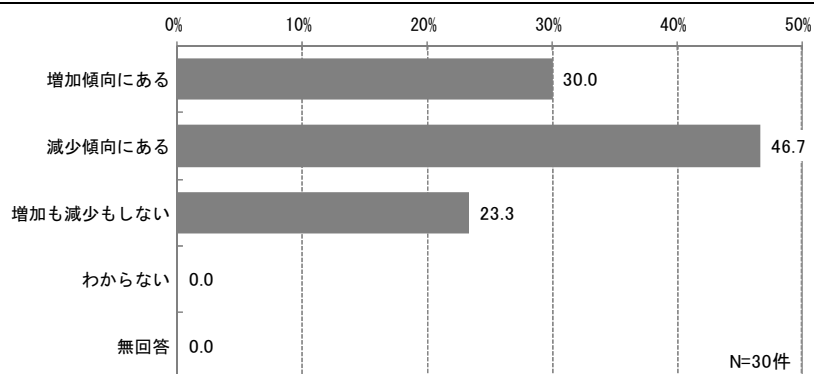


図 電気、ガス、水、燃料などの消費量動向

(前問で「増加傾向にある」または「減少傾向にある」と答えた方のみ)
副問 増加傾向または減少傾向にある主な原因は何だとお考えですか。
(あてはまるものすべてに○)

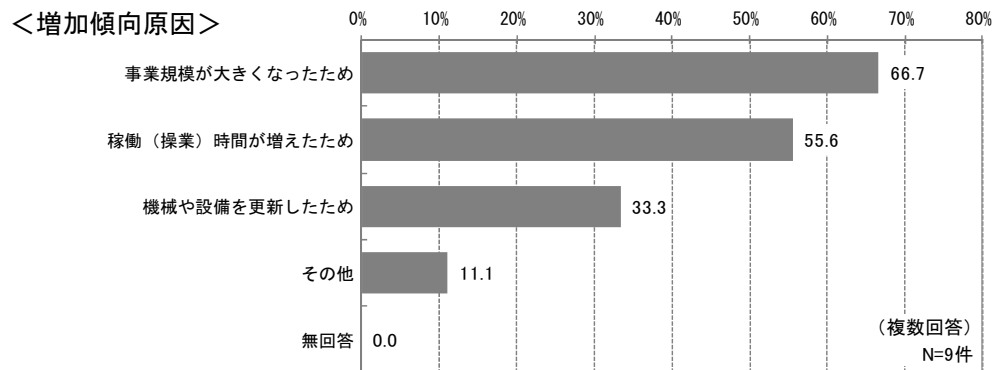


図 増加傾向の原因

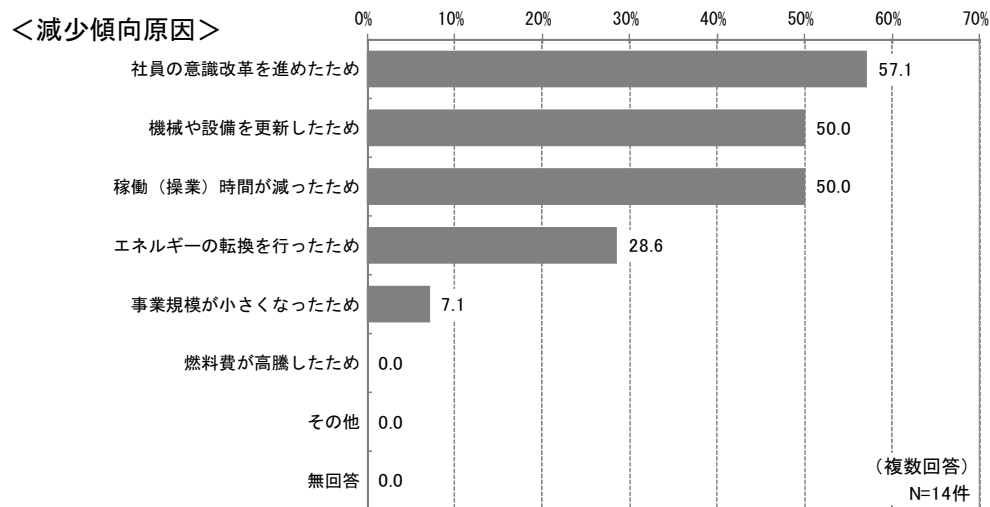


図 減少傾向の原因

5) 市内の事業者が進めていくべき活動

問 甲賀市における環境問題の解決や目標達成に向けて、貴事業所も含め、市内の事業者がどのような活動をしていくべきだとお考えですか。以下から最も必要と思われる項目をお選びください。
(○は1つだけ)

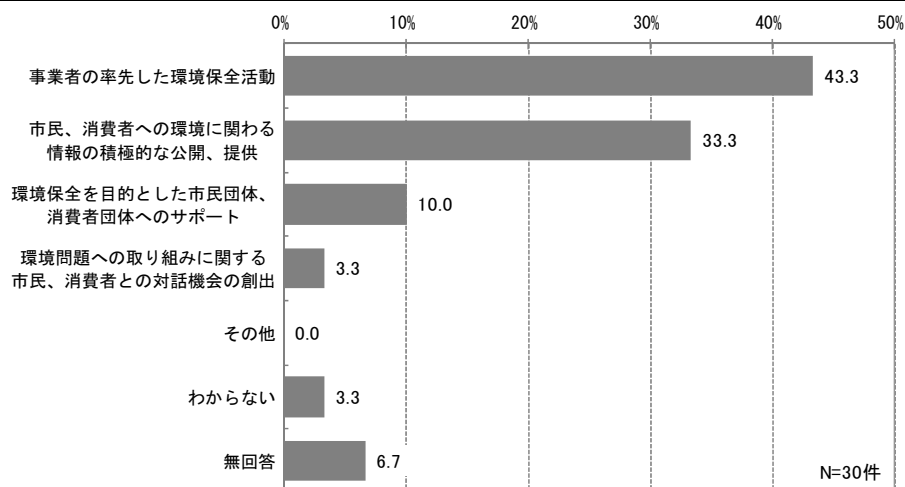


図 市内の事業者が進めていくべき活動

②新エネルギーについて

1) 導入済みの新エネルギーシステム

問 新エネルギーの設備・機器の導入状況についてお聞きます。
 現在、既に導入している新エネルギーシステムを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

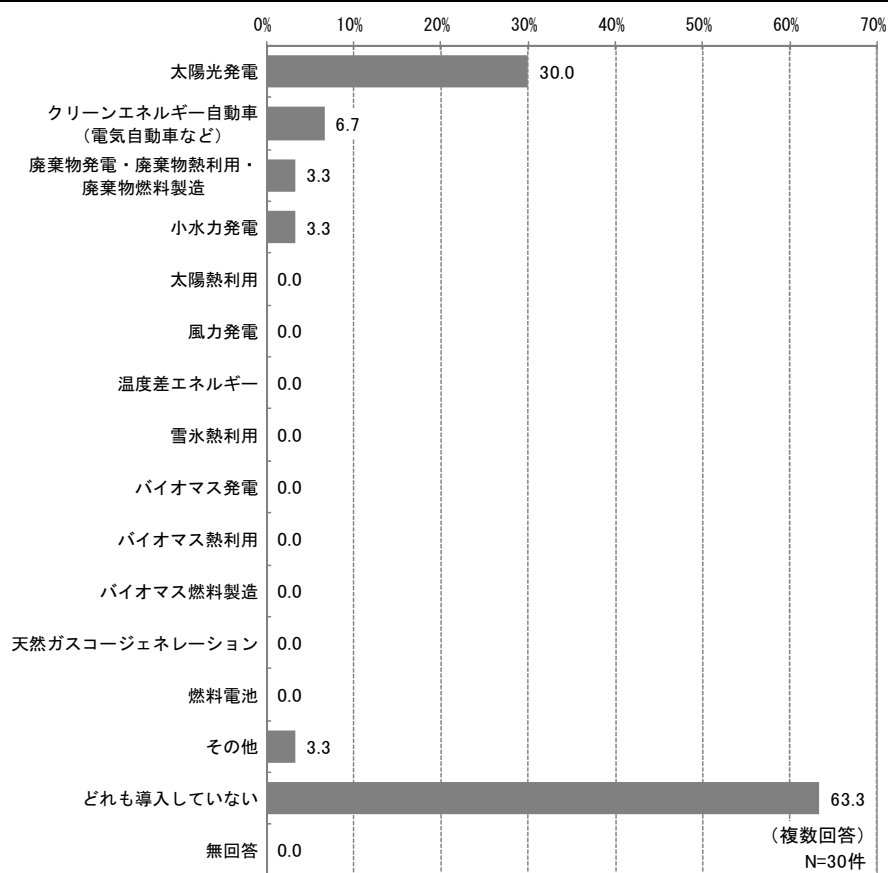


図 導入済みの新エネルギーシステム

2) 今後、導入予定の新エネルギーシステム

問 今後、導入を予定している新エネルギーシステムを教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

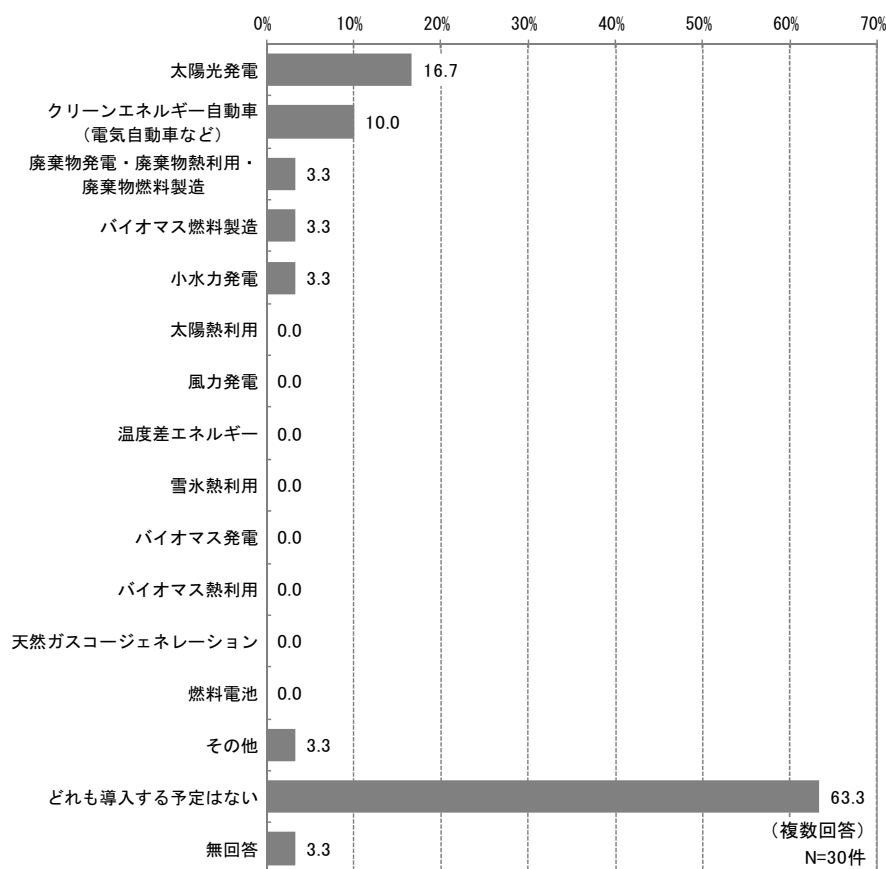


図 今後、導入予定の新エネルギーシステム

3) 新エネルギーシステム導入の課題・問題点

問 貴事業所における新エネルギーシステムを導入する上での課題・問題点を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

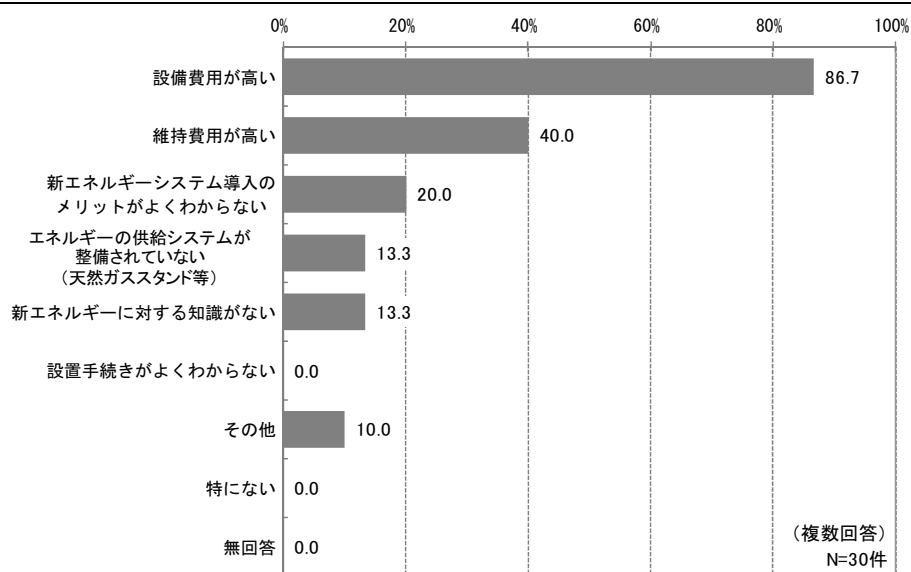


図 新エネルギーシステム導入の課題・問題点

4) 市に希望する新エネルギーシステムに関する施策

問 甲賀市が新エネルギーシステムに関する施策を行う場合、どのような施策を希望しますか。
(○は3つまで)

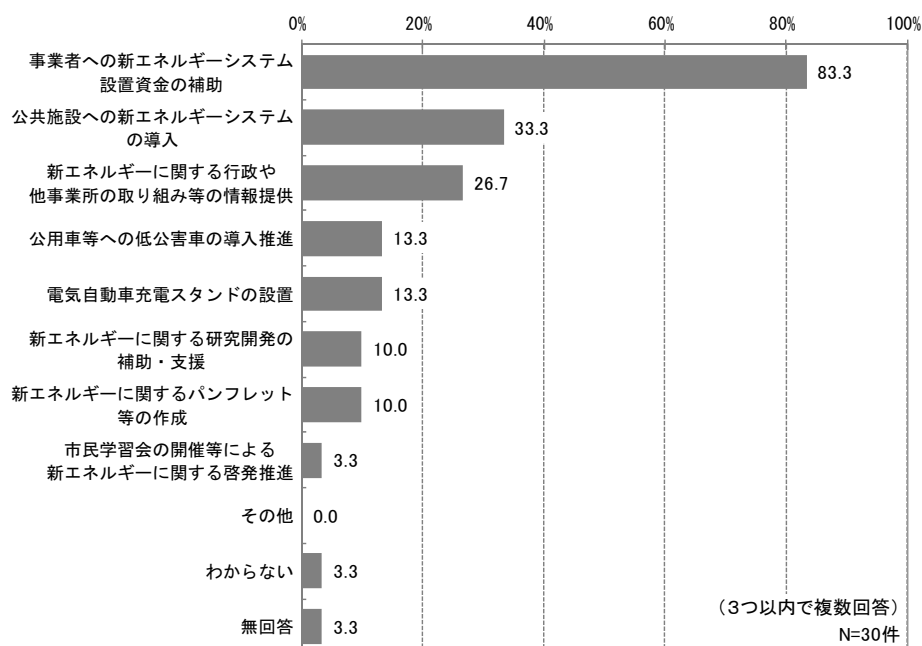


図 市に希望する新エネルギーシステムに関する施策

5) エネルギーの地産地消に有効な新エネルギー

問 今後、甲賀市において“エネルギーの地産地消”を進めるとともに、新エネルギーの地域への導入や利用を推進するために特に有効と考えられる新エネルギーはどれとお考えですか。
(あてはまるものすべてに○)

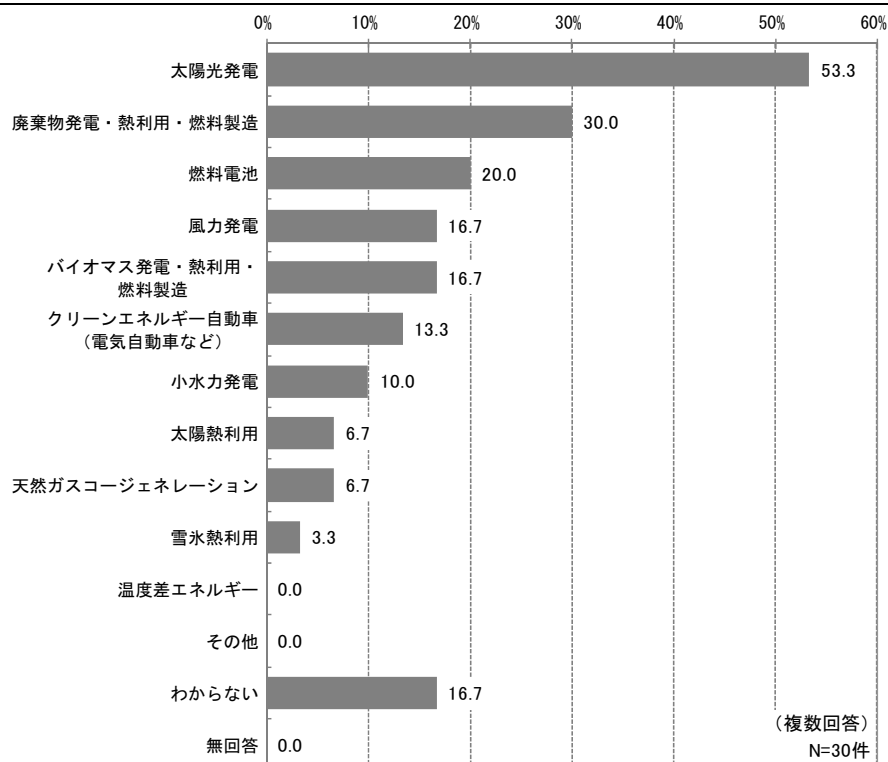


図 エネルギーの地産地消に有効な新エネルギー

③自動車の利用状況について

1) 所有している自動車の台数・種類

問 現在、貴事業所で所有している自動車の台数についてお聞きます。

自動車の種類ごとに、あてはまる番号に○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

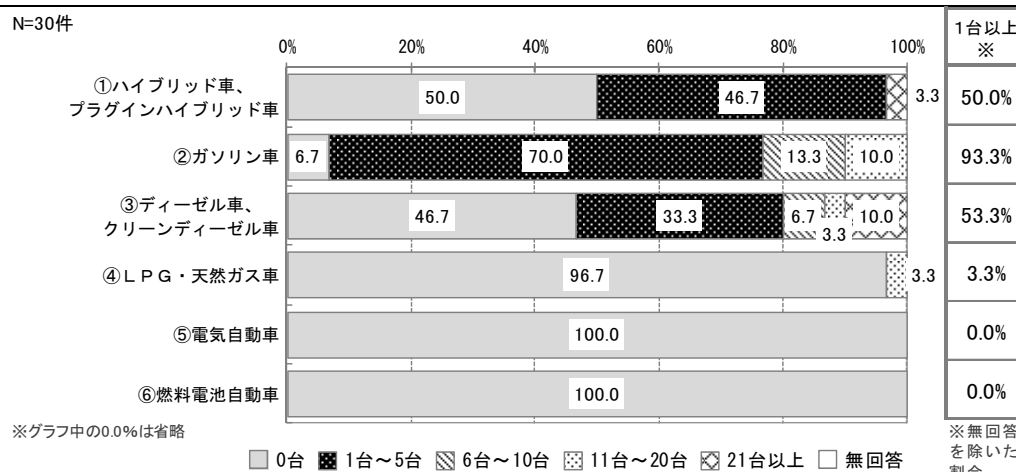


図 所有している自動車の台数・種類

2) 今後1年以内の購入・買い替え予定

問 今後1年以内に自動車を購入または買い替える予定はありますか。

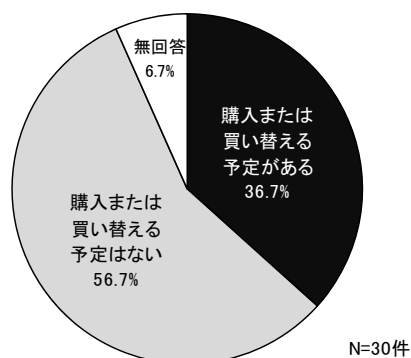


図 今後1年以内の購入・買い替え予定

(前問で「購入または買い換える予定がある」と答えた方のみ)
 副問 現在購入を予定している自動車は以下のどのタイプですか
 候補となっているものに○をつけてください。(あてはまるものすべてに○)

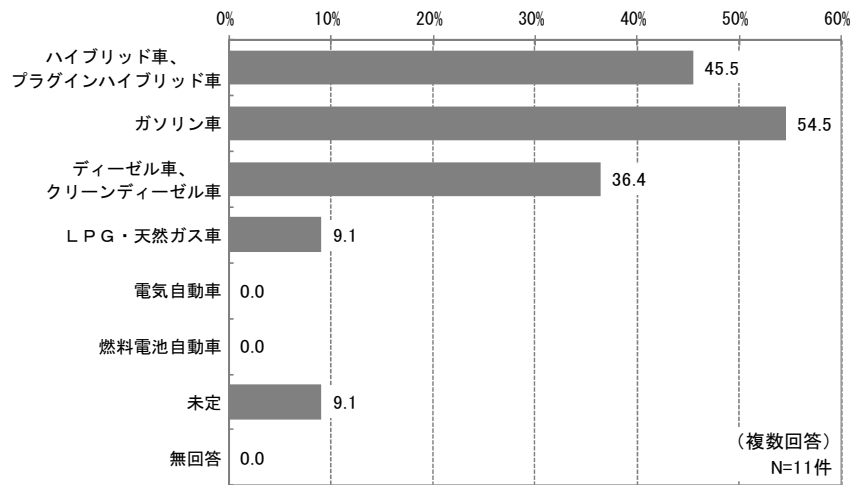


図 購入予定の自動車タイプ

④詳細調査への協力などについて

1) 詳細調査への協力意向

問 貴事業所の環境対策に関するより詳細な調査(例:一般廃棄物の種類ごとの排出量、処理状況、資源化量等)を実施した場合、ご協力いただけますか。

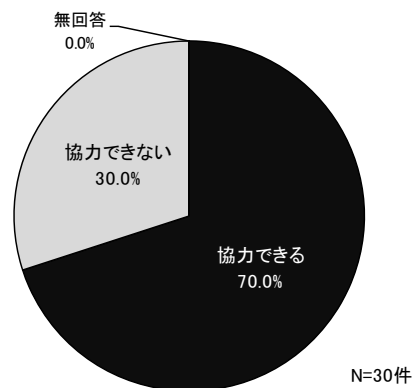


図 詳細調査への協力意向

資料3 国や県の環境関連の動き

年度	甲賀市	滋賀県	国内外
H21	●「甲賀市環境基本計画」策定(6月)	●「滋賀県ピオトーブネットワーク長期構想」策定(2月) ●「第三次滋賀県環境総合計画」策定(12月)	●「バイオマス活用推進基本法」施行(9月)
H22	●「甲賀市一般廃棄物処理基本計画」改訂(2月) ●「甲賀市観光振興計画」策定(3月)	●「琵琶湖森林づくり基本計画」改定(2月)	●「生物多様性国家戦略2010」閣議決定(3月) ●生物多様性条約第10回締結国会議「名古屋議定書」採択(10月) ●「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(公共建築物等木材利用促進法)」施行(10月) ●「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針)」改正(12月) ●「バイオマス活用推進基本計画」策定(12月)
H23	●「甲賀市地域新エネルギービジョン」改訂(3月) ●「甲賀市景観基本計画」策定(6月)	●「滋賀県環境学習推進計画(第2次)」策定(3月) ●「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」施行(4月) ●「第三次滋賀県廃棄物処理計画」策定(8月) ●「マザーレイク21計画(第2期)」策定(10月) ●「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画(第2期)」策定(4月)	●「環境教育などによる環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」施行(10月) ●「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)」施行(10月)
H24	●「第2期甲賀市地球温暖化対策実行計画(ラブアースこうか2012)」策定(3月) ●「甲賀市レッドリスト2012」(見直し)作成 ●「甲賀市景観条例」施行(4月)	●「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」策定(3月) ●「第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定(3月)	●「第四次環境基本計画」閣議決定(4月) ●「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始(7月) ●「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定(9月) ●「革新的エネルギー・環境戦略」決定(9月) ●「地球温暖化対策のための税」施行(10月) ●「都市の低炭素化促進に関する法律(エコまち法)」施行(12月)
H25	●「甲賀市景観計画」策定(1月) ●「甲賀市総合計画後期基本計画」策定(3月) ●「甲賀市公共交通活性化によるまちづくり推進計画」策定(3月)	●「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」策定(3月)	●「当面の地球温暖化対策に関する方針」閣議決定(3月) ●「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)」施行(4月) ●「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定(5月) ●「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」改正(6月)

年度	甲賀市	滋賀県	国内外
H26	●「甲賀地域鳥獣被害防止計画」策定(10月)	●「第四次滋賀県環境総合計画」策定(10月)	●「第四次エネルギー基本計画」閣議決定(4月) ●「水循環基本法」施行(7月)
H27	●「甲賀市一般廃棄物処理基本計画」改訂(3月)	●「滋賀県水源森林地域保全条例」制定(3月) ●「滋賀県森林づくり基本計画」改正(3月) ●「生物多様性しが戦略」(3月)	●「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」施行(4月) ●「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」改正(5月) ●「水循環基本計画」閣議決定(10月) ●「長期エネルギー需給見通し」決定(7月) ●「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行(9月) ●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)「パリ協定」採択(11月) ●「気候変動の影響への適応計画」(11月)策定
H28	●「甲賀の国づくりプロジェクト-甲賀流まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定(2月) ●「第2次甲賀市総合計画」策定中(計画期間 H29～H40年度)	●「しがエネルギービジョン」策定(3月) ●「びわ湖森林づくり基本計画」改定(3月) ●「第三次滋賀県環境学習推進計画」策定(4月) ●「第四次滋賀県廃棄物処理計画」策定(7月)	●電力小売全面自由化(4月) ●「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の見直し(4月) ●「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」施行(4月) ●「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」決定(4月) ●「地球温暖化対策計画」閣議決定(5月) ●「パリ協定」発効(11月)

資料4 甲賀市環境基本条例

甲賀市は、自然豊かな地であるとともに古くから交通の要衝として人や物が行きかい、文化が発展してきた地域であり、多様性のある自然環境を有しているとともに重要な水源涵養地（すいげんかんようち）である。

今日における科学技術の発達、生活の利便性の向上をもたらす一方で、環境への負荷を急激に高め、地域のみならず生命の基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。また、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や都市化の進展により、廃棄物の増大、地下水や土壌の汚染、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題の顕在化から、環境と密接にかかわる自らの生活のあり方を見直さなければならないという課題に直面している。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

私たちの総意として、自然との共生や多様な生態系の保全の必要性、さらには身近な環境を大切にすることが地球環境の保全につながるということを認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を、強い意志と協働により築いていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、甲賀市の豊かな自然と良好な生活環境の保全と創出についての基本となる理念及び基本的事項を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な地域社会を築き、現在から将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1） 環境の保全と創出 環境の保全上の支障を防止することにより、現在の環境を良好な状態に保ち、かつ、積極的に良好な環境を創り出すことをいう。
- （2） 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （3） 自然環境 自然の生態系をめぐる大地、大気、水及び動植物並びにその生育環境をいう。
- （4） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全と創出は、現在から将来にわたって市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現と健康で文化的な生活の確保を目的として行われなければならない。

2 環境の保全と創出は、資源の節度ある利用と循環を図ることにより、持続的発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。

- 3 環境の保全と創出は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることにより、人と自然が共生する地域社会を実現することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全と創出は、積極的な市民参加と市民、事業者及び市の公平な役割分担と協働による環境への配慮と行動により、環境への負荷が少ない地域社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、市民、事業者及び市のすべての活動において、自らの課題として積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、資源及びエネルギーの消費並びに廃棄物及び生活排水の排出等日常生活における環境への負荷の低減をしなければならない。

- 2 市民は、環境の保全と創出に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創出に関する施策及び地域活動に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの社会的責任を認識し、事業活動に伴う環境の保全上の支障の防止及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創出に関する施策及び地域活動に参画し、協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全と創出を実現するため、市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全と創出に関する施策を策定し、実施し、評価しなければならない。

- 2 市は、市の施策を策定し、実施するに当たっては、環境への配慮に留意し、環境への負荷の低減その他環境の保全と創出を積極的に推進しなければならない。

第2章 基本計画

(基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創出に関する総合的かつ長期的な施策に関すること。

(2) 市の行う施策を策定し、又は実施するに当たっての環境への配慮に必要な事項に関すること。

- 3 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第18条に定める甲賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策との整合)

第8条 市が、施策を策定し、又は実施するときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 推進施策等

(市民活動への支援)

第9条 市は、市民及び事業者の環境への負荷の低減及び環境の保全と創出に関する活動が促進されるための支援に努めなければならない。

(監視及び測定)

第10条 市は、環境の状況を把握するため、必要に応じて監視及び測定を行うとともに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる事業を行う事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(環境への影響に係る調査等)

第11条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める施策の計画を策定しようとするときは、環境への配慮が十分になされているか、環境の保全と創出の観点から望ましい選択であるか等について調査を行うものとする。

2 前項に規定する調査の結果、施策の実施が重大な環境への負荷を与えると判断するときは、審議会に意見を求め、必要に応じて、その施策の変更や修正を行うものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、環境の保全と創出に関する環境教育及び学習をあらゆる機会を通して推進し、普及啓発事業を実施するよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第13条 市は、市民及び事業者に対して、環境の保全と創出に関する自主的な活動を促すために必要な情報の提供に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及び市が相互に環境の保全と創出に関する情報の交換ができるよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市は、市の環境の状況及び環境の保全と創出に関する施策等について年次報告を作成し、これを公表しなければならない。

(協働体制の整備)

第15条 市は、環境の保全と創出に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び市が協働できる体制の整備に努めるものとする。

(環境月間)

第16条 市は、環境月間を定め、市民に広く環境の保全と創出についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全と創出に関する活動を推進するために必要な事業を実施する。

2 環境月間は、6月とする。

(広域的連携)

第17条 市は、広域的な取組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、当該施策の実施に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、甲賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第19条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 環境の保全と創出に係る重要事項に関すること。
- (2) 環境に関する条例及び規則の制定又は改廃に関すること。
- (3) 環境基本計画を定め、又は変更する内容に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境保全に関すること。

2 審議会は、環境行政に関する重要なことについて必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境に関し学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 前項に規定する委員のほか、特別の事項の調査及び審議をさせるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、環境に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第21条 審議会には、委員が互選した会長を置き、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(規則への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(甲賀市環境審議会条例の廃止)

2 甲賀市環境審議会条例(平成16年甲賀市条例第195号)は、廃止する。

付 則(平成19年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。